

経済対策フォローアップ 各省施策一覧

第6回経済対策検討チーム
平成22年2月22日(月)

- 内閣府 ……1
- 金融庁 ……9
- 警察庁 ……11
- 総務省 ……12
- 法務省 ……16
- 外務省 ……17
- 財務省 ……18
- 文部科学省 ……22
- 厚生労働省 ……27
- 農林水産省 ……36
- 経済産業省 ……42
- 国土交通省 ……58
- 環境省 ……67

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	沖縄県における保育所待機児童対策の拡充(一)	平成20年度に約9億円の国庫補助により10.3億円規模で沖縄県に設置した「沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金」を活用した、認可外保育施設に対する補助制度の改善・見直し	<p><基金管理運営要領の改正> 平成22年1月28日</p> <p><沖縄県条例改正> 平成22年3月(予定)</p> <p><事業開始> 平成22年3月(予定)</p>	<p>(評価指標) 保育所入所待機児童数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、保育所の定員増が見込まれ、待機児童数の減少につながると考えられる。</p>
1. 雇用	地域社会雇用創造事業(70億円)	<p>①社会起業インキュベーション事業 事業プランのコンペティションを行い、優秀者にスタートアップ支援等のための「起業支援金」を提供する。</p> <p>②社会的企業人材創出・インターンシップ事業 関連団体、学校等から幅広く人材を受入れ、地域のNPO等にインターンシップを行うことなどにより社会的企業分野に資する人材を創出する。</p>	<p><交付要綱発出> 平成22年2月1日</p> <p><公募開始> 平成22年2月1日</p> <p><公募説明会> 平成22年2月9日</p> <p><公募受付締切> 平成22年2月19日</p> <p><事業の採択・認定> 平成22年3月上旬 (選定・評価委員会において選定)</p> <p><事業開始> 平成22年3月以降</p>	<p>(進捗状況) 2月1日に事業実施主体の公募を開始し、2月9日には公募説明会を実施(説明会には238名が参加)。</p> <p>(評価指標) 「社会的企業」分野における雇用創出人数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、「社会的企業」分野において、新たな雇用が創造され、その結果、地域の活性化や若者の雇用促進などにつながると考えられる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	<p>「雇用戦略」の本格的な推進</p> <p>○雇用・生活保障システムの確立のほか、ワーク・ライフ・バランス、女性・高齢者・障がい者等の労働参加促進や多様な働き方の確保などを内容とする「雇用戦略」の本格的な推進に取り組む。その際、雇用における適切な労働条件の確保に留意する。</p>	<p>○「新成長戦略」の「雇用・人材戦略」として、2020年までの目標及び主な施策等について検討を進める。</p> <p>○その項目としては、若者フリーター約半減、ニート減少、女性M字カーブ解消、高齢者就労促進等を予定しており、具体的目標等については、雇用戦略対話等を踏まえて決定する。</p>	<p>・平成21年12月24日の第2回「雇用戦略対話」では、新成長戦略における「雇用」戦略について、議論。</p> <p>・平成21年12月30日に「新成長戦略(基本方針)」を閣議決定。</p> <p>・本年6月頃までに、「新成長戦略」の最終取りまとめを行う予定。(平成22年2月10日の第3回「成長戦略策定会議」にて総理より指示あり)</p>	<p>【進捗状況】 同左</p> <p>【評価指標】 同左</p> <p>【当該指標の設定についての考え方】 今後検討</p>
3. 景気	<p>沖縄振興開発金融公庫による金融セーフティネットの確保等(一)</p>	<p>(沖縄独自制度関係)</p> <p>・21年度末で期限を迎える沖縄独自制度(セーフティネット機能を担う貸付制度)の拡充措置について、その適用期間を1年間延長する。</p> <p>(㈱日本政策金融公庫並びに制度関係)</p> <p>・21年度末で期限を迎える沖縄振興開発金融公庫の㈱日本政策金融公庫並びのセーフティネット貸付について、雇用維持・拡充のための金利引下げを強化(▲0.1%→▲0.2%)し、22年度末まで実施。</p> <p>・デフレ経済下で、長期の設備投資等を行う企業に対し、沖縄振興開発金融公庫からの借入金利について、2年間、物価下落に対応して(*)、0.5%の引下げを図る。</p> <p>(*)物価については、半期ごとに、消費者物価が前年に比して下落しているかによって判断を行い、引下げを沖縄振興開発金融公庫に指示。</p>	<p><要綱・要領の制定・改正> 平成22年2月15日</p>	<p>(評価指標)</p> <p>○アウトプット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の利用数 ・利用金額の実績 <p>○アウトカム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金繰りDI(日銀等) ・倒産月報(東京商工リサーチ) ・設備投資計画(日銀等) <p>(当該指標の設定についての考え方) 本制度の活用により、企業の経営状況の悪化を防ぐことができると考えられる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
5. 地方支援	地域活性化・きめ細かな臨時交付金(予算額:5,000億円)	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、「電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する。」とされたことを踏まえ、平成21年度第2次補正予算において、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を創設。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年12月15日 制度概要の周知 ・平成21年12月28日 Q&Aの周知 ・平成22年1月15日 第一次交付限度額見込み(4,500億円)の周知 ・平成22年1月29日 制度要綱等の周知 ・平成22年2月3日 実施計画提出期限 ・平成22年2月～(予定) 第二次交付限度額(500億円)の周知 	<p>【進捗状況】 平成22年2月3日に実施計画がすべての地方公共団体から提出されたところであり、提出された実施計画を審査中。各地方公共団体の第二次交付限度額について検討中。</p> <p>【評価指標】 -</p>
6. 「国民潜在力」の発揮	構造改革特別区域(特区)制度の活用(一)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの特区提案(第1次～16次)のうち、第16次提案について処理を促進(平成22年1月中を目途に結論)するとともに、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図る。 ・本対策の趣旨等に沿った新たな特区提案や特区計画申請を随時受け付け、速やかな処理に努める(平成22年3月末まで)。 	<p><これまでの特区提案について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年12月 規制所管省庁への依頼発出 ・平成22年1月 構造改革特区本部決定 <p><第16次提案について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月 対応方針についての結論 <p><特区提案、特区計画申請の随時受け付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年12月 特区提案、特区計画申請の受付開始 順次、規制所管省庁と調整し、対応方針についての結論を得る予定。 	<p>【進捗状況】</p> <p><これまでの特区提案について> 規制所管省庁への依頼については、平成21年12月8日に発出。平成22年1月29日に構造改革特区本部決定。</p> <p><第16次提案について> 規制所管省庁との調整は終了。現在、構造改革特区本部決定(3月中を予定)に向けて、各省庁と詳細を調整中。</p> <p><特区提案、特区計画申請の随時受け付け> 特区提案、特区計画申請については、平成21年12月9日から受付を開始。</p> <p>【評価指標】</p> <p><これまでの特区提案について> 平成22年1月29日 構造改革特区本部決定 (特区として措置3件、全国的な規制改革11件、継続して検討19件)</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
6. 「国民潜在力」の発揮	「社会的企業」の法制面の検討 (一)	国民の社会的活動への多様な参画を促進する観点から、社会的企業の起業、活動が促進されるよう法制面から検討する(NPOなどの法人制度のあり方や寄付金税制の問題も含む)。	平成22年1月25日に「新しい公共」円卓会議の開催を決定(総理大臣決定)	(進捗状況) 平成22年1月27日第1回円卓会議を開催。「新しい公共」の担い手を拡大する社会制度のあり方について、5月を目途に具体的な提案をまとめる。 (評価指標) —
6. 「国民潜在力」の発揮	「『新しい公共』を実現する円卓会議」の開催(一)	「新しい公共」の考え方を国民各層の自発的な取組や行動に結びつけるため、NPO・企業・学者等による対話・協働を行う場として、円卓会議を開催する。	平成22年1月25日に「新しい公共」円卓会議の開催を決定(総理大臣決定)	(進捗状況) 平成22年1月27日第1回円卓会議を開催。「新しい公共」の担い手を拡大する社会制度のあり方について、5月を目途に具体的な提案をまとめる。 (評価指標) —

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
6. 「国民潜在力」の発揮	「規制・制度改革プロジェクト(仮称)」 規制・制度改革(一)	<p>新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。</p> <p>新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において幼保一体化を含めた保育分野及び環境・エネルギー分野での制度・規制改革を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。</p>	<p><行政刷新会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月12日第5回会議で挙げられた下記重点分野について具体的テーマ等を早急に決定し、改革を行う。このために規制・制度改革に関する分科会を設ける。 ①環境・エネルギー分野(グリーンイノベーション) ②医療・介護分野(ライフイノベーション) ③農業分野(地域活性化戦略) ④保育・職業能力開発など雇用・人材分野 ⑤許認可・各種申請に係る書類の簡素化など、行政の無駄根絶・効率化 <p>・規制・制度改革に関する分科会を早期に開催</p> <p>・6月を目途に対処方針取りまとめ</p>	<p>(進捗状況)</p> <p><行政刷新会議></p> <p>規制・制度改革に関する分科会開催に向けて調整中</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
6. 「国民潜在力」の発揮	幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革 (一)	幼保一体化を含めた、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。 このため、主担当となる関係を定め、関係関係の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。 (ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革 ・利用者事業者間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。 (イ)イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進 ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。 ・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。 (ウ)幼保一体化の推進 ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。	<行政刷新会議> 平成22年1月以降主担当となる関係を定める <「子ども・子育て新システム検討会議」> 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うために設置(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定) <「子ども・子育てビジョン」の策定> 政府全体の少子化対策として「子ども・子育てビジョン」を策定(平成22年1月29日閣議決定) <所要の法案の提出> 平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに提出 (参考) <社会保障審議会少子化対策特別部会にて検討中> ・平成19年12月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 ・平成19年12月～ 検討開始 ・平成20年5月 「基本的な考え方」提示 ・平成21年2月24日第1次報告 ・平成21年12月25日 議論の整理	<社会保障審議会少子化対策特別部会にて検討中> 現在、社会保障審議会少子化対策特別部会にて、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向け、御議論いただいている。平成21年2月24日に第1次報告がなされ、平成21年12月25日には議論の整理がされたところ <「子ども・子育て新システム検討会議」> 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うために設置(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)。 <「子ども・子育てビジョン」の策定> 政府全体の少子化対策として「子ども・子育てビジョン」を策定(平成22年1月29日閣議決定) <所要の法案の提出> 平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに提出

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
6.「国民潜在力」の発揮	環境・エネルギー分野での制度・規制改革 ・森林・林業再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組の整備(一)	路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備(実効性ある調停・裁定のルール等)につき、早急に検討に着手し、22年度中に結論を得る。	<p><行政刷新会議> 早急に検討に着手し、平成22年度中に結論を得る</p> <p><森林・林業再生プラン> 検討事項として記載(平成21年12月25日公表)</p> <p><現場の実態把握> 平成22年1月</p> <p><課題の抽出> 平成22年2月～</p> <p><森林・林業基本計画の策定にあわせた検討> 平成22年度末までを目標</p>	<p><現場の実態把握> ・平成22年1月18日、19日に開催した都道府県森林整備担当課長等打合せ等において都道府県の担当者から同意取付に係る問題点等について聞き取り調査を実施。 ・さらに、現場レベルでの詳細情報を把握するため、今後、都道府県経由で関係市町村、森林組合等を対象としたアンケート調査を実施し(2月～3月)、これらを踏まえ、年度内に課題抽出を行う予定。 ・抽出された課題については、平成22年度末までを目標とする森林・林業基本計画の改定に併せ、検討を進める予定。</p>
6.「国民潜在力」の発揮	環境・エネルギー分野での制度・規制改革 ・新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応 工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当(一)	太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る。	<p><行政刷新会議> 平成21年度内に結論を得る。</p> <p><産業構造審議会(工場立地法検討小委員会)> 平成22年1月に検討を開始し、同年3月に取りまとめ予定。</p>	<p>(進捗状況) <産業構造審議会(工場立地法検討小委員会)> 平成22年1月に第1回、同年2月に第2回小委員会を開催し検討中。同年3月の取りまとめに向けて準備中。</p> <p>(評価指標) 特定工場における環境施設としての太陽光発電施設の設置状況</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、工場における太陽光発電施設の導入促進につながったかどうかの評価指標となるため。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
6. 「国民潜在力」の発揮	環境・エネルギー分野での制度・規制改革 ・新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応 地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し(一)	工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。	<p><行政刷新会議> 工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。</p> <p><総合資源エネルギー調査会電力安全小委員会> 平成22年2月頃開催し、工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し審議し、その後パブリックコメントを実施した上で結論を得る。 併せて、同審議会において地熱等を活用する発電設備についても安全性の技術的検討を開始する予定。</p>	<p>【進捗状況】 <総合資源エネルギー調査会電力安全小委員会> 平成22年2月12日に開催し、工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し審議した。今後、パブリックコメントを実施した上で年度内に結論を得る。 併せて、同審議会において地熱等を活用する発電設備についても安全性の技術的検討を開始した。</p> <p>【評価指標】 工場等の未利用蒸気を利用した発電設備の設置状況</p> <p>【当該指標の設定についての考え方】 本規制の見直しにより、工場等の未利用蒸気を利用した発電設備の新たな設置につながる可能性があると考えられる。</p>
6. 「国民潜在力」の発揮	「働く人の休暇取得推進プロジェクト(仮称)」 ○休暇取得促進に向けての政労使合意と取組 ・「雇用戦略対話」等を通じて、政労使の合意形成と取組を推進	○総理・副総理・国家戦略担当大臣、厚労大臣等と、労使の代表及び有識者からなる「雇用戦略対話」等を通じて、休暇取得促進に向けた政労使の合意形成と取組を推進する。	・平成21年11月25日の「雇用戦略対話」第1回会合では、「有給休暇や育児休業等の取得促進、労働時間短縮は、ワークライフバランス等の観点から、経済・雇用面で大きな効果が期待されることから、政労使一丸となって協力に取り組む」こと等を内容とする「合意」を得た。 ・同年12月24日にも「雇用戦略対話」第2回会合を開催。 ・引き続き、「新成長戦略」の具体化の検討等も踏まえながら、更なる議論・検討を進めていく予定。	<p>【進捗状況】 同左</p> <p>【評価指標】 同左</p> <p>【当該指標の設定についての考え方】 今後検討</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
3. 景気	「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行等	「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を施行し、併せて、法律の実効性を確保するための検査・監督上の措置として検査マニュアル・監督指針の改定等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年12月4日より、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を施行(うち、体制整備義務については、平成22年2月1日より施行。) ・平成21年12月4日に、検査マニュアル、監督指針を改定。 	<p>(進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年12月4日の施行に併せ、金融担当大臣談話を公表するとともに、主要経済団体・金融関係団体向け要請文を发出し、本法等の周知及び金融円滑化に向けた協力を要請。 ・平成21年12月10日に、亀井金融担当大臣出席の下、金融機関の代表者等との「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し、中小企業等に対する金融の円滑化を要請。 ・平成21年12月に、本法等の内容を中小企業に広く周知するため、パンフレットを作成・配付するとともに、新聞広告を掲載。 ・平成21年12月に、本法等の説明・広報のため、金融庁・中小企業庁の幹部職員による地方ブロック単位の説明会(全11箇所)、財務局・経済産業局合同の都道府県別説明会(全47箇所)等を開催。 ・平成22年1月29日に検査マニュアルについて、2月12日に監督指針等について、実務上の取扱いを明確にするため、Q&Aを公表。 <p>(次頁へ続く)</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方																																				
3. 景気	「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行等			<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関による貸付けの条件の変更等の実施状況 <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> 主要行(9行)における法の施行日から平成21年12月末までの貸付けの条件の変更等の実施状況(各行が本法に基づく開示に先行して公表した資料より)。 <p>【債務者が中小企業者である場合】</p> <table border="1" data-bbox="1619 571 2114 655"> <thead> <tr> <th colspan="3">件数</th> <th colspan="3">金額(百万円)</th> </tr> <tr> <th>申込み</th> <th>実行</th> <th>謝絶</th> <th>申込み</th> <th>実行</th> <th>謝絶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,542</td> <td>3,143</td> <td>20</td> <td>818,532</td> <td>280,255</td> <td>1,355</td> </tr> </tbody> </table> <p>【債務者が住宅資金借入者である場合】</p> <table border="1" data-bbox="1619 699 2114 783"> <thead> <tr> <th colspan="3">件数</th> <th colspan="3">金額(百万円)</th> </tr> <tr> <th>申込み</th> <th>実行</th> <th>謝絶</th> <th>申込み</th> <th>実行</th> <th>謝絶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,018</td> <td>111</td> <td>19</td> <td>70,172</td> <td>1,803</td> <td>363</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 今後、本法に基づき、金融機関は、貸付けの条件の変更等の実施状況等について開示、当局へ報告(初回の開示・報告は平成22年3月末より45日以内)。 <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関が貸付けの条件の変更等の措置をとることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定が図られるものと考えられる。 	件数			金額(百万円)			申込み	実行	謝絶	申込み	実行	謝絶	15,542	3,143	20	818,532	280,255	1,355	件数			金額(百万円)			申込み	実行	謝絶	申込み	実行	謝絶	4,018	111	19	70,172	1,803	363
件数			金額(百万円)																																					
申込み	実行	謝絶	申込み	実行	謝絶																																			
15,542	3,143	20	818,532	280,255	1,355																																			
件数			金額(百万円)																																					
申込み	実行	謝絶	申込み	実行	謝絶																																			
4,018	111	19	70,172	1,803	363																																			

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
4. 生活の安心確保	最近の犯罪情勢を踏まえた鑑定体制の強化(988百万円)	最近の厳しい犯罪情勢を踏まえ、DNA型鑑定に関する教養の徹底、証拠品保管用冷凍庫等の鑑定資機材の整備等により、鑑定体制の強化を推進する。	鑑定体制を強化するため、平成21年12月、各都道府県警察に通達を発出し、関係職員に対し、鑑定対象資料の種類、採取要領及び採取上の留意事項等、DNA型鑑定に関する教養を徹底するよう指示したところであり、現在推進中。 資機材の整備については、平成22年3月入札・契約予定。	(進捗状況) 鑑定体制を強化するため、平成21年12月、各都道府県警察に通達を発出し、関係職員に対し、鑑定対象資料の種類、採取要領及び採取上の留意事項等、DNA型鑑定に関する教養を徹底するよう指示したところであり、現在推進中。 資機材の整備については、平成22年3月入札・契約予定。 (評価指標) DNA型鑑定実施件数 DNA型データベース登録件数 (被疑者DNA型記録・遺留DNA型記録) (当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、各種事件の鑑定実施が一層推進され、各種犯罪の検挙、それに伴う治安の向上につながると考えられる。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	ICTふるさと元気事業 (6,502百万円)	特に地方において喫緊の課題となっている、少子高齢化や災害などへの対応について、地域に密着したNPO等がICTを活用して、地域公共サービスの維持・向上を図る取組を総合的に支援することで、効果的かつ効率的に地域の課題解決を図る手法を全国各地域に普及させるとともに、地方公共団体の役割を補完する公共サービスの新たな担い手として、地域の人材が有効活用され、雇用創出に資する。	<p><交付要綱発出> 平成22年2月</p> <p><公募開始> 平成22年2月4日</p> <p><公募受付締切> 平成22年2月25日</p> <p><事業の採択・認定> 平成22年2月～3月</p> <p><事業開始> 平成22年4月</p>	<p>(進捗状況) 交付要綱を策定し、公募中。</p> <p>(評価指標) ・250人程度の直接雇用創出効果 ・4000人程度の間接雇用創出効果</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、ICTの利活用に係る人材の育成・活用が行われ、直接雇用が創出されるとともに、ICTを活用した地域の公共サービスの維持・向上につながると考えられ、さらなる間接的な雇用創出効果も見込まれる。なお、直接雇用創出効果については、事業完了である平成22年度末で達成予定。</p>
2. 環境	グリーン家電普及促進事業 (73,367百万円)	地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及を目的に、対象省エネ家電の購入に対して、様々な商品と交換可能なエコポイントを発行する「家電エコポイント」について、以下を実施。 ①適用期限を平成22年12月31日まで延長(従来は平成22年3月31日まで) ②申請手を改善 ③省エネ基準の見直しに伴い、エコポイントの対象となるテレビを、より省エネ性能の高い製品に限定 ④エコポイント上の優遇措置を設け、省エネ効果の高いLED電球等の商品交換を促進	<p><補助金の交付決定> ・平成22年2月中に実施予定。</p> <p><申請手の改善> ・平成22年4月から実施。</p> <p><テレビの省エネ基準の見直し> ・平成22年2月18日に新基準公布予定。 ・平成22年4月1日に新基準施行予定。</p> <p><LED電球等の優遇措置> ・平成22年4月から実施予定。</p>	<p>(進捗状況) ・2月7日現在、約807万件の申請を受け付け、そのうち申請手続が完了した約694万件、約1151億点についてポイントを発行。 ・制度開始(5月中旬)から1月下旬における3品目合計の売上げが前年同期比で1.2倍。 ・LED電球等への交換割合は0.18%、交換件数は1万5千件。(1月末時点)</p> <p>(評価指標) ・申請状況(申請件数、ポイント発行件数・点数、LED電球等への交換件数・交換割合) ・省エネ家電(地上デジタル放送対応テレビ、エアコン、冷蔵庫)の販売状況(台数ベース、金額ベース) ・地上デジタル放送対応テレビ販売に占める対象製品(新基準において4★以上のもの)の割合。</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、対象商品の売上増につながる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	「緑の分権改革」推進事業 (39億円)	「緑の分権改革」の推進のための基礎的条件整備として、地域におけるクリーンエネルギー資源の賦存量の調査と実証調査を行う。	<p><提案募集> 平成22年1月14日～29日</p> <p><委託契約の締結・事業開始> 平成22年2月～3月</p>	<p>(進捗状況) 38道府県(99市町村・地域分のとりまとめを含む。)、10政令指定都市から提案があり、その内容について外部評価者からの評価を受け、委託契約を締結する団体を選定中。</p> <p>(評価指標) ・実証調査実施団体のうち、実証調査に基づき事業化・関連産業の育成に継続的に取り組む団体の割合(目標:80%)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、環境関連分野において、新たな投資が促進され、環境による地域の活性化につながると考えられる。</p>
2. 環境	ネットワーク統合制御システム 標準化等推進事業 (6,897百万円)	住宅、職場、工場、公共施設、車等の各分野で「ネットワークに接続された情報通信端末等の位置情報や使用状況等の情報を検知・計測して統合的に制御」するネットワーク統合制御システムの共通化・低廉化に資する情報通信に係る基盤技術等について、その標準化を推進する。	<p><公募開始> 平成22年2月</p> <p><公募受付締切> 平成22年3月</p> <p><事業の採択・認定> 平成22年3月</p> <p><事業開始> 平成22年4月</p>	<p>(進捗状況) 現在、公募に向け作業中。</p> <p>(評価指標) 適用分野における環境負荷を現行比で10%以上低減する技術規格を2011年度までに策定。</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 当該技術規格の普及により、家庭やビル等における環境負荷の低減に資するものと考えられる。</p>
2. 環境	グリーンICT研究開発(グリーンネットワーク基盤技術の研究開発) (1,081百万円)	低エネルギー消費型インターネット実現に際し、取り組みが遅れているルータ等の構成を抜本的に見直し、消費電力低減と同時に高速処理を実現する技術の研究開発を行う。	<p><公募開始> 平成22年2月3日</p> <p><公募受付締切> 平成22年2月23日</p> <p><事業の採択・認定> 平成22年3月</p> <p><事業開始> 平成22年3月</p>	<p>(進捗状況) 現在、公募中。(公募期間:2月3日～23日)</p> <p>(評価指標) 研究開発終了時評価(平成23年6月頃実施予定)において、以下を検証する。 ・現行比、10倍の高速化 ・現行比、25%減の省電力化</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業で研究開発される技術の普及により、本技術の適用分野における高速化及び消費電力低減に資するものと考えられる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	環境負荷軽減型地域ICTシステム基盤確立事業 (1,999百万円)	<p>環境にやさしいまちづくりを支援するため、最先端のICT技術を利用し、各地域特性に合わせたICTシステム基盤を構築・実証する。これによって必要な技術基準を確立し、地域資源の生産と消費の最適化を推進する。</p> <p>具体的には、 (1) ホワイトスペース等のネットワーク技術を活用し、地域の状況に合わせたネットワーク(エリアの異なる広域、近隣及び宅内ネットワーク)を構成し、また、環境負荷軽減のための有線と無線ネットワークの組合せを検証した上で、ネットワーク分野の必要な技術基準の確立を図る。 (2) 最先端のIPv6技術及びクラウド技術を活用し、収集した情報の解析及び解析結果に基づき、省電力に資するよう機器や設備の制御を行うシステム(環境クラウド)におけるデータの管理・保護の在り方や、セキュリティの課題等について検証を行い、環境クラウドを実現する際に電気通信事業者等が満たすべきセキュリティ基準の確立を図る。等を目的とした実証を行う。</p>	<p>■委託事業 <公募開始> 平成22年2月</p> <p><公募受付締切> 平成22年3月</p> <p><事業の採択・認定> 平成22年3月</p> <p><事業開始> 平成22年4月</p> <p>■請負事業 <仕様書の意見招請開始(官報)(30日)> 平成22年2月</p> <p><意見提出締切り> 平成22年3月</p> <p><入札公告開始(官報)(50日)> 平成22年4月</p> <p><入札(提案書提出)締切り> 平成22年6月</p> <p><請負先決定> 平成22年6月</p> <p><事業開始> 平成22年6月</p>	<p>(進捗状況) 現在、公募及び意見招請に向け作業中。</p> <p>(評価指標) 適用分野におけるCO2排出削減を現行比で10%以上低減する技術仕様を2011年度までに策定。</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施で策定されるICTの技術仕様を用いることで、適用分野のエネルギー生産と消費の最適化等が促進され、CO2削減につながると考えられる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	地上デジタル放送日本方式普及(マルチバンドISDB-Tシステムの研究開発) (998百万円)	諸外国等へのISDB-T採用働きかけの結果、ここ数カ月間で南米を中心に急速に採用が進んでいる一方、日本や南米諸国とは使用するチャンネル幅の異なる国がISDB-Tに関心を示していることに鑑み、これらの国々に対して働きかけを行うことができるよう異なる全てのチャンネル幅に対応できるISDB-Tシステムに関する開発を実施。	<公募開始> 平成22年2月3日 <公募受付締切> 平成22年2月23日 <事業の採択・認定> 平成22年3月 <事業開始> 平成22年3月	(進捗状況) 現在、公募中。(公募期間:2月3日~23日) (評価指標) 研究開発終了時評価(平成23年6月頃実施予定)において、以下を検証する。 ・低価格化/低消費電力化(例:消費電力4W以下等) ・国ごとに異なるチャンネル幅(6/7/8MHz)の全てに対応する機器の開発(例:受信感度-78dBm等) ・ワンセグを応用した移動端末向け放送サービスに対応する移動端末の実現(例:隣接チャンネルの距離が0.5MHz程度でも受信可能なフィルタの実現等) (当該指標の設定の考え方) 本事業で研究開発される技術の普及により、本技術の適用分野における国際展開及び消費電力低減に資するものと考えられる。
5. 地方支援	国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等 (平成21年度第2次補正予算額29,515億円)	地方公共団体に必要な財源を適切に確保するため、平成21年度の国税収入の減額補正に伴う地方交付税の法定率分減少額3兆円程度と同額について一般会計からの繰入を行い、当初予算の地方交付税総額を確保するとともに、地方税等の減収について減収補てん債等適切な措置を講じる。	・本年度の当初予算の交付税総額を確保するための法律(補正交付税法)は平成22年1月28日に可決・成立し、2月3日に公布・施行。 ・減収補てん債の発行について、地方公共団体の減収額の把握のための照会を実施(平成22年1月26日発出→2月18日回答)	(進捗状況) 補正交付税法が公布・施行(平成22年2月3日)され、国税収入の減額補正に伴う地方交付税の減少分について、国の一般会計から交付税特別会計へ補てん措置を実施。(29,515億円) ・地方公共団体の減収額を把握し、近日中(3月以降)に減収補てん債発行の同意等予定額を通知予定。 (評価指標) ・一般会計から交付税特別会計への補てん額 ・減収補てん債の同意等予定額 (当該指標の設定についての考え方) 地方公共団体の減収に対する適切な補てんがなされているかどうかについて、指標を設定。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	日本司法支援センターにおける労働問題等の解決に向けた民事法律扶助事業の迅速な実施 (第2次補正予算額 約25億円)	ハローワークや地方公共団体等、失業者の雇用や生活を支援する機関・団体との連携を強化し、現に労働問題や多重債務問題を抱えている方に対し、日本司法支援センターが民事法律扶助業務を実施していることを更に周知徹底させるとともに、金融庁・日本弁護士連合会等の関係機関と連携・協力し、労働問題・多重債務問題等に関する相談会の際には、民事法律扶助制度を活用して契約弁護士等による無料法律相談を実施し、代理援助の受任につなげるなどして問題の解決を図る。	○「多重債務者相談強化キャンペーン2009」 〈キャンペーン実施決定〉 平成21年7月16日 多重債務者対策本部長決定 〈無料法律相談実施〉 平成21年9月1日～12月31日 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会との共催により、「多重債務者相談強化キャンペーン2009」を開催した。 ○「年末年越し 全国一斉雇用と生活緊急総合相談会」 〈実施事務連絡発出〉 平成21年11月20日 地方事務所に対し、日本弁護士連合会との共催実施を通知 〈無料法律相談実施〉 平成21年12月1日～同25日 日本弁護士連合会との共催により、「年末年越し 全国一斉雇用と生活緊急総合相談会」を開催した。 ○「出張・巡回法律相談」 〈無料法律相談実施〉 平成22年1月～3月 地方事務所において、出張・巡回法律相談を実施	○進捗状況 平成22年1月の実績としては 法律相談援助 18,051件 (内多重債務事件 8,550件 労働事件 835件) 代理・書類作成援助 8,172件 (内多重債務事件 6,041件 労働事件 153件) ○評価指標 民事法律扶助の援助実績(法律相談援助, 代理・書類作成援助) ※労働問題・多重債務問題事件別 ○当該指標の設定についての考え方 本事業の趣旨は、労働問題・多重債務問題を抱えている方に対し、民事法律扶助制度を活用して無料法律相談を実施し、法律専門家の受任につなげるなどして問題の解決を図ることであるため、労働事件・多重債務事件における援助実績が成果指標となる(アウトプット指標=アウトカム指標)。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	(4)システムの海外展開等による地球温暖化対策事業等の推進 アジア・アフリカ等気候変動緊急支援(711億円)	アジア・アフリカ諸国等の気候変動による洪水、早魃、食糧不足や森林減少・劣化等に対し、我が国の環境関連技術・経験を活用した緊急支援等を行う。	<案件の閣議決定> 平成22年3月まで その後、速やかに支援実施。	(進捗状況) 被援助国からの要請書を取付中。 森林保全分野で約20カ国、アジアを中心とした水・防災支援分野で約10カ国、アフリカ向け緊急支援分野で約20カ国等への支援を予定。 (評価指標) 保全森林面積、食糧支援の対象人数等。 (当該指標の設定についての考え方) 我が国の環境関連技術・経験を活用し、本事業を支援する中で、途上国の気候変動対策を支援する。
4. 生活の安心確保	(3)医療体制の整備等 世界エイズ・結核・マラリア対策基金への拠出(189億円)	アジア・アフリカ地域を対象とした緊急医療支援 (世界エイズ・結核・マラリア対策基金が世界で実施している三大感染症に関するプロジェクトのうちアジア・アフリカ地域で資金不足が見込まれる2010年1月から3月の期間分として緊急に必要とされる経費に充当される予定。)	速やかに拠出を行うべく、基金と調整中。	(進捗状況) 世界基金理事会は、1月及び2月のプロジェクトとして、10カ国12件(このうちアジア・アフリカ案件は、8カ国10件)を承認。今後、事務局とプロジェクト実施国との間で、資金供与契約が結ばれる予定。 (評価指標、設定についての考え方) 世界基金による支援全体から得られる治療者数等の結果を用いる。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	国際協力銀行による民間との協調融資等によるリスクファイナンスの取組の強化(一)	鳩山イニシアティブも踏まえ、海外での地球温暖化対策事業等を推進すべく、国際協力銀行による民間との協調融資等によるリスクファイナンスの取組を強化するもの	〈株式会社日本政策金融公庫法の改正〉 平成22年2月9日、国会に提出	<p>(進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2月9日、公庫法改正法案を国会に提出。 ○ 経済対策の策定後、現行法の枠内で、191億円(うち民間資金92億円)の実績。 <p>(評価指標)</p> <p>支援実績額(協調融資等の形で供与される民間資金を含む)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>本取組みの実施により、財政負担の少ないJBICが、民間投資の後押しを図りつつ、我が国として、環境分野に貢献できるほか、優れた環境技術を有するわが国企業の受注機会の拡大にもつながることが期待される。</p>
3. 景気	国際協力銀行による海外事業支援緊急業務の延長(一)	国際協力銀行を活用して我が国企業の海外事業の資金繰り支援を図るべく、本年3月末までとなっている「国際協力銀行による海外事業支援緊急業務」を延長するもの	〈財務大臣告示の改正〉平成22年2月15日、財務大臣告示を改正	<p>(進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2月15日、財務大臣告示を改正し、緊急業務の期限を延長。 ○ 途上国向け・先進国向けを合わせ、計108件、1兆3,695億円を供与(本年1月末現在、本邦金融機関向けツー・ステップ・ローンを除く)。 <p>(評価指標)</p> <p>実施件数及び供与金額</p> <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>本事業の実施により、本邦企業の海外事業の資金繰りが改善される。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
3. 景気	国際協力銀行による本邦金融機関向けツー・ステップ・ローンの追加実施(一)	国際協力銀行を活用して我が国企業の海外事業の資金繰り支援を図るべく、「国際協力銀行による本邦金融機関向けツー・ステップ・ローン」を追加実施するもの	平成21年12月17日付で、JBICにおいて、対象金融機関を公募。同29日に第一弾として15億ドルを実施。	<p>(進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昨年12月29日、ツー・ステップ・ローンの追加実施第一弾として、15億ドルを実施。 ○ ツー・ステップ・ローンの転貸社数232社。 <p>(評価指標)</p> <p>転貸社数及び供与額</p> <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>本事業の実施により、幅広い範囲の本邦企業の海外事業の資金繰りが改善される。</p>
3. 景気	<p><金融対策> 8,641億円(財務省8,315億円)</p> <p>(1)「景気対応緊急保証」の創設等</p> <p>○「景気対応緊急保証」の創設等</p> <p>(ア)「景気対応緊急保証」の創設</p> <p>(イ)保証枠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年3月末で期限を迎える信用保証協会の緊急保証を、「景気対応緊急保証」として衣替え。 ・現行の緊急保証と併せて36兆円の枠(+6兆円)とし、平成23年3月末まで実施。 	平成22年2月15日より「景気対応緊急保証」開始。	<p>(進捗状況)</p> <p>94万件。18兆円(平成22年2月10日現在)</p> <p>※「緊急保証」の実績</p> <p>(評価指標)</p> <p>・中小企業資金繰りDI(日銀等)(日銀のデータは四半期毎)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>本事業の実施は、売上減少等苦しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するものと考えられる。</p>
3. 景気	<p><金融対策> 1,359億円(財務省532億円)</p> <p>(2)セーフティネット貸付等の延長・拡充</p> <p>○セーフティネット貸付け等の延長・拡充</p> <p>(ア)期限の延長・枠の拡充</p> <p>(イ)日本政策金融公庫等の金利引下げ措置等の継続・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年3月末で期限を迎える日本政策金融公庫や商工組合中央金庫のセーフティネット貸付について、雇用維持・拡充のための金利引下げの強化(▲0.1%→▲0.2%)等を実施し、21兆円の事業規模(+4兆円)で、平成22年度末まで実施。 	<p>現在実施している業務を延長するための要綱・告示改正を平成22年3月までに実施する。</p> <p>金利引下げ措置等の継続・強化については、要綱改正等を行い、平成22年2月15日より開始。</p>	<p>(進捗状況)</p> <p>37万件、8兆円(平成22年2月10日現在)</p> <p>(評価指標)</p> <p>・中小企業資金繰りDI(日銀等)(日銀のデータは四半期毎)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>本事業の実施は、売上減少等苦しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するものと考えられる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
3. 景気	<p><金融対策> 予算措置なし (4) 中堅・大企業の資金繰り対策 ○日本政策投資銀行等による「危機対応業務」の延長等</p>	<p>・日本政策投資銀行等による危機対応業務(長期資金貸付け等)の延長(平成22年3月末→平成23年3月末)</p>	<p>告示の一部改正を実施。 省令改正及びそれに伴う告示改正は22年3月までに実施。</p>	<p>(進捗状況) 1,838件、3.3兆円(平成22年1月末現在)</p> <p>(評価指標) ・中堅企業資金繰りDI(日銀)(四半期毎) ・大企業資金繰りDI(日銀)(四半期毎)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施は、中堅・大企業の資金繰りを支援するものと考えられる。</p>
3. 景気	<p><金融対策> 500億円(財務省260億円) (5) デフレ下の実質金利高への対応策 ○デフレに伴う実質金利高の軽減制度</p>	<p>・デフレ経済下で、長期の設備投資等を行う企業に対し、危機対応業務のスキームも活用しつつ、民間金融機関及び政府系金融機関からの借入金利について、2年間、物価下落に対応して、0.5%の引下げを図る。 (金利引下げの融資規模:民間金融機関も活用できる危機対応業務のスキームを通じた融資3.7兆円、日本政策金融公庫1.3兆円)</p>	<p>制度要綱の新設や告示改正を実施し、平成22年2月15日より開始。</p>	<p>(進捗状況) ・開始したばかりであり、実績のデータはまだない。</p> <p>(評価指標) ・設備投資計画(日銀等)(四半期毎) ・機械受注統計(内閣府)(毎月)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施は、企業の設備投資の下支えになると考えられる。</p>
3. 景気	<p><金融対策> 1,142億円(財務省1,142億円) (5) デフレ下の実質金利高への対応策 ○既往貸付の返済負担の軽減</p>	<p>・デフレ経済下で、既往貸付の返済負担に苦しむ中小企業に対する民間金融の条件変更に積極的に対応するため、信用保証制度を支える日本政策金融公庫の財政基盤を強化。</p>	<p>信用保証協会は、民間金融機関の条件変更に対して積極的な対応を実施中。</p>	<p>(進捗状況) 22万件、3兆円(平成21年12月末現在)</p> <p>(評価指標) ・中小企業資金繰りDI(日銀等)(日銀のデータは四半期毎)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施は、売上減少等苦しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するものと考えられる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
3. 景気 <住宅投資> (2)住宅税制の改正	住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の特例措置の拡充	住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置について、所得制限(2,000万円)を付した上で、非課税限度額(現行500万円)を、平成22年は1,500万円、平成23年は1,000万円に引き上げる。	<「平成22年度税制改正大綱」> 平成21年12月22日閣議決定 <次期通常国会に税制改正法案提出予定> 平成22年1月以降 <適用開始> 平成22年1月1日(上記大綱に記載)	(進捗状況) 平成22年2月5日 通常国会に税制改正法案提出 (評価指標) 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(※) (当該指標の設定についての考え方) 本特例により、高齢者の保有する資産を活用し若年世帯等の住宅取得が促進されることから指標として設定(※) (※) 国土交通省による(評価指標)及び(当該指標の設定についての考え方)を参考記載。
6. 「国民潜在力」の発揮	(2)「『新しい公共』推進プロジェクト(仮称)」 ○「社会的企業」の法制面の検討(寄付金税制を含む)	市民公益税制 1. 「新しい公共」を担う主体の一つである特定非営利活動法人(NPO法人)を支援するとともに、寄附文化の醸成のため、平成22年度税制改正において以下の施策を実施 ①認定NPO法人制度について、認定手続と申請書類等の簡素化を行う。 ②所得税の寄附金控除の適用下限額を2千円(現行5千円)に引き下げる。 2. 市民が担う公益活動を資金面で支える寄附の重要性に鑑み、市民公益税制に係るプロジェクト・チーム(PT)を設置し、改革に向けた検討を進める。	<「平成22年度税制改正大綱」> 平成21年12月22日閣議決定 <次期通常国会に税制改正法案提出予定> 平成22年1月以降 <適用開始> 左記1. ①→平成22年4月1日 左記1. ②→平成22年分以後の所得税 左記2. →平成22年4月末を目途に成果を得るよう検討を進める。	(進捗状況) 平成22年2月5日 通常国会に税制改正法案提出

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	「大学教育・学生支援推進事業」 (就職支援推進プログラム) (平成21年度第2次補正予算額: 1億円)	大変厳しい大学等卒業予定者の就職内定 状況に対応するため、大学等への就職相談 員(キャリアカウンセラー等)を配置するなど 大学等の就職相談体制の強化を図るととも に、学生の卒業後の社会的・職業的自立に つながる教育課程内外にわたる大学等の 取組(キャリアガイダンス)の推進に対する 支援を実施。	<事業の選定> 平成22年2月5日 <事業開始> 平成22年2月15日	(進捗状況) 各大学等において事業実施中(選定件数:65 件) (評価指標) 就職(内定)率 (当該指標の設定についての考え方) 本施策は、大学等卒業予定者の就職(内定)状 況の好転を図ることを目的としたものであるた め。
1. 雇用	経済団体、業界団体への求人 拡大の要請	文部科学省・厚生労働省・経済産業省の連 名にて、業界団体等に対し、新規学校卒業 者の採用に努めていただくとともに加盟企 業に周知徹底を図るよう要請する文書を発 出。	<要請文の発出> 平成21年12月	(進捗状況) 実施済み。 (評価指標) 就職(内定)率 (当該指標の設定についての考え方) 本施策は、大学や高校等の卒業予定者の就職 (内定)状況の好転を図ることを目的としたもの であるため。
2. 環境	環境分野の技術開発力強化に 資する最先端放射光設備の整 備 (平成21年度第2次補正予算額: 22億円)	燃料電池や太陽光発電など環境技術開発 を加速するXFEL研究設備(ビームライン)等 の整備	<交付決定> 平成22年1月28日交付決定。 <事業開始> 理化学研究所に対して既に交付済み。	(進捗状況) 理化学研究所において契約に向けた手続きを 行っているところであり、3月中に設計の契約手 続きを完了し、早急に整備に着手する予定。 (評価指標) ・整備の進捗状況 (当該指標の設定についての考え方) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平 成21年12月8日閣議決定)における具体的な対 策「地球温暖化対策に資する先端研究設備の 整備等を行う(後略)」(P13)に基づき、整備の 進捗状況を指標に設定。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	環境負荷低減に資する材料開発のための中性子利用研究設備の整備 (平成21年度第2次補正予算額: 20億円)	リチウムイオン電池の開発等に資するJ-PARC研究設備(ビームライン)の整備	<p><交付決定> 平成22年1月28日交付決定。</p> <p><事業開始> 日本原子力研究開発機構に対して既に交付済み。</p>	<p>(進捗状況) 設備の仕様を決定し、現在、法人内において契約に向けた手続きを行っているところであり、3月中旬に契約手続きを完了し、早急に整備に着手する予定。</p> <p>(評価指標) ・整備の進捗状況</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)における具体的な対策「地球温暖化対策に資する先端研究設備の整備等を行う(後略)」(P13)に基づき、整備の進捗状況を指標に設定。</p>
2. 環境	低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワークの整備 (平成21年度第2次補正予算額: 140億円)	最先端のナノテクノロジーに関する研究成果・知見を結集させ、環境技術の実用化を加速する研究基盤ネットワークの整備	<p><公募開始> 平成22年2月中予定</p> <p><公募受付締切> 平成22年3月中旬予定</p> <p><事業の採択> 平成22年3月下旬予定</p> <p><契約締結・事業開始> 平成22年3月下旬予定</p>	<p>(進捗状況) 公募要領等を準備中。</p> <p>(評価指標) ・採択機関における装置の整備の進捗状況</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)における具体的な対策「地球温暖化対策に資する先端研究設備の整備等を行う(後略)」(P13)に基づき、整備の進捗状況を指標に設定。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	地球環境観測の推進 (平成21年度第2次補正予算額: 51億円)	水循環変動観測衛星(GCOM-W)の衛星バス・搭載センサの開発加速	<p><交付決定> 平成22年2月1日</p> <p><事業開始> 宇宙航空研究開発機構に対してすでに交付済み</p>	<p>(進捗状況) 宇宙航空研究開発機構において必要な契約に向けた手続きを行っているところであり、2月中に契約手続きを完了する予定。</p> <p>(評価指標) 水循環変動観測衛星(GCOM-W)の平成23年度打上げに向けた作業計画に対する進捗状況</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業は平成22年度予算案に計上した施策の実施とあわせ、地球規模での気候変動の予測精度の向上を図り、地球温暖化対策等に貢献する水循環変動観測衛星(GCOM-W)を遅延なく確実に打上げる(平成23年度打上げ予定)ことで、グリーンイノベーションの推進に資するものであるため。</p>
4. 生活の安心確保	救急医療の最先端機器の整備・病院基盤設備の更新(平成21年度第2次補正予算額:82億円)	救急医療を行うために必要な最先端の医療機器や安全な医療の提供に欠かせない基盤的設備を国立大学附属病院に整備。	<p><交付決定> 平成22年2月16日</p> <p><事業開始> すでに交付済み</p>	<p>(進捗状況) ・各大学において必要な契約に向けた手続きを行っている。</p> <p>(評価指標) ・医療設備の整備・更新状況</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 設備の整備・更新事業であり、大学毎に内容が異なるため、指標として整備・更新状況が適切</p>
4. 生活の安心確保	医師不足解消に向けた医学部定員増に伴う教育環境の整備(平成21年度第2次補正予算額:24億円)	医学部定員増を行う大学に対し、解剖実習台、顕微鏡等の学生教育用設備の整備を図る。	<p><交付決定> 平成22年2月下旬予定</p> <p><事業開始> 平成22年2月下旬交付予定</p>	<p>(進捗状況) ・交付要綱等の準備中。</p> <p>(評価指標) ・医学教育の教育環境の整備状況</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) ・地域医療等を担う医師の養成が図られ、安心・安全な医療体制の構築につながる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
4. 生活の安心確保	周産期医療環境の整備 (平成21年度第2次補正予算額: 6億円)	周産期医療体制の整備のための大学病院のNICU(新生児集中治療室)病床等を整備する。	<p><交付決定> 平成22年3月上旬予定</p> <p><事業開始> 平成22年3月上旬交付予定</p>	<p>(進捗状況) ・交付先の選定中。</p> <p>(評価指標) ・大学病院におけるNICU(新生児集中治療室)等整備数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) ・医療環境整備により、大学病院の地域医療へ更なる貢献及び安心・安全な医療体制の構築が図られる。</p>
4. 生活の安心確保	iPS細胞を用いた難病研究を促進する為の研究基盤整備 (平成21年度第2次補正予算額: 7億円)	iPS細胞リソースの収集・保存・提供を行う共通インフラ(iPS細胞バンク)を構築するための設備の整備	<p><契約締結・事業開始> 平成22年2月中予定</p>	<p>(進捗状況) 契約に向けて手続き中。</p> <p>(評価指標) ・難病研究等に活用できるiPS細胞のリソース提供数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) iPS細胞バンクの構築により、我が国のiPS細胞研究の裾野の拡大が図られるとともに、患者由来のiPS細胞を用いた研究を進めることで病気になる仕組みの解明が進むなど、難病克服に向けた研究が一層進展することとなるため、「難病研究等に活用できるiPS細胞のリソース提供数」を指標に設定する。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
6. 「国民潜在力」の発揮	<p>幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革</p> <p>(一)</p>	<p>幼保一体化を含めた、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。</p> <p>このため、主担当となる関係を定め、関係関係者の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。</p> <p>(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。 (イ)イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。 ・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。 (ウ)幼保一体化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。 	<p><行政刷新会議> 平成22年1月以降主担当となる関係を定める</p> <p><「子ども・子育て新システム検討会議」> 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うために設置(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)</p> <p><「子ども・子育てビジョン」の策定> 政府全体の少子化対策として「子ども・子育てビジョン」を策定(平成22年1月29日閣議決定)</p> <p><所要の法案の提出> 平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに提出</p> <p>(参考) <社会保障審議会少子化対策特別部会にて検討中> ・平成19年12月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 ・平成19年12月～ 検討開始 ・平成20年5月 「基本的な考え方」提示 ・平成21年2月24日第1次報告 ・平成21年12月25日 議論の整理</p>	<p><社会保障審議会少子化対策特別部会で検討中> 現在、社会保障審議会少子化対策特別部会にて、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向け、御議論いただいている。平成21年2月24日に第1次報告がなされ、平成21年12月25日には議論の整理がされたところ</p> <p><「子ども・子育て新システム検討会議」> 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うために設置(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)。</p> <p><「子ども・子育てビジョン」の策定> 政府全体の少子化対策として「子ども・子育てビジョン」を策定(平成22年1月29日閣議決定)</p> <p><所要の法案の提出> 平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに提出</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	雇用調整助成金の要件緩和 (78億円)	<p>景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する雇用調整助成金について、赤字の企業については、企業規模にかかわらず、現行要件(※)に加え、最近3か月の生産量・売上が前々年同期と比較して10%以上減少していれば、助成金の対象とする。</p> <p>(※)最近3か月の生産量・売上がさらにその直前の3か月又は前年同期と比べて原則5%以上減少。</p>	<p>中小企業:支給要領を改正し、平成21年12月2日より実施中 大企業:支給要領を改正し、平成21年12月14日より実施中</p>	<p>(進捗状況) 平成21年12月現在の雇用調整助成金全体に係る休業等実施計画届受理状況は、対象事業所数は約82,000事業所、休業等の対象者数は約187万人</p> <p>(評価指標) 対象事業所数及び対象者数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 雇用調整助成金については、経済情勢が厳しいときに利用が増えるものであることから、必ずしも単純に上記の指標が多ければよいというものではないが、当該指標によって、雇用調整助成金による雇用維持支援の状況を把握することが可能であるため。</p>
1. 雇用	「ワンストップ・サービス・デイ」の 試行実施を踏まえた展開	<p>国、地方自治体等関係機関の協力の下、仕事を探している離職者の方が一箇所で職業相談、住居・生活支援の相談・手続きができるようにするもの。</p>	<p>12月上旬に関係機関への協力要請を行い、12月21日を中心に、全国204箇所のハローワーク等で実施済</p>	<p>(進捗状況) 12月21日を中心に、400市区町村の協力の下、204ハローワーク等で実施。利用者数3,926人</p> <p>(評価指標) -</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	ハローワークのワンストップ相談機能の充実 (2.7億円)	ハローワークに「住居・生活支援アドバイザー」を配置し、第2のセーフティネットの各種支援制度についての総合相談と実施機関への的確な誘導を行う。	<p><要領発出> 平成22年1月28日</p> <p><募集・採用開始> 実施中</p> <p><事業開始> 採用次第、順次配置しているところ。</p>	<p>(進捗状況) 2次補正予算成立を受け、募集・採用を開始し、順次配置中</p> <p>(評価指標) 相談実績数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) アドバイザーの職務は、住居等困窮離職者に対し第2のセーフティネット支援施策に関する総合相談と実施機関への誘導を行う事であり、当該指標は第二のセーフティネット等支援施策を利用しようとする者の数を示すものであるため、必ずしも単純に上記の指標が多ければよいというものではないが、当該指標によって、住居・生活支援アドバイザーの主要業務である住居等困窮者に対する相談業務の状況を把握することが可能になるため。</p>
1. 雇用	「住まい対策」の拡充 (700億円)	<p>①住宅手当の継続実施 ※加えて、一定の条件下で支給期間を最長6か月から最長9か月に延長</p> <p>②緊急一時宿泊施設の設置等の継続的支援</p> <p>③生活保護受給者を対象とする就労支援員を約2,500人増員(550人→3,050人)、住宅手当受給者を対象とする住宅確保・就労支援員を約1,250人増員(1,250人→2,500人)</p>	<p>① <交付要綱発出> 2月中に発出予定 <事業開始> 都道府県からの申請に基づき交付 (第1次補正予算としては、実施中)</p> <p>② <交付要綱発出> 2月中に発出予定 <事業開始> 都道府県からの申請に基づき交付 (第1次補正予算としては、実施中)</p> <p>③ <交付要綱発出> 2月中に発出予定 <事業開始> 都道府県からの申請に基づき交付</p>	<p>(進捗状況) ①3月中に交付決定予定 (平成21年1月末現在での支給決定は11,683件)</p> <p>②3月中に交付決定予定 (第1次補正予算としては、H21.10末時点において、利用定員513名分の国庫補助について各自自治体からの協議を受け付けている。)</p> <p>③3月中に交付決定予定</p> <p>(評価指標) ①住宅手当支給決定件数及び住宅手当受給中に常用就職した者の数 ②緊急一時宿泊施設の利用定員数 ③就労支援員数及び住宅確保・就労支援員数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) ①住宅手当を利用者の視点に立った使い易いものとし、利用者の拡大等を図る。 ②自治体における緊急一時宿泊施設の増加を図る。 ③自治体における支援員の増配置を目指す。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	就職安定資金融資の要件緩和 (0円(制度要求))	本制度は、事業主都合の離職に伴い、住居を喪失した者に対し、住宅入居初期費用等の必要な資金の貸付を行い、その住居と安定的な就労機会の円滑な確保を支援するものであるが、自己都合離職者のうち、事業主都合の性格が強いと認められる雇用保険制度上の「特定受給資格者」相当の離職者についても貸付対象とすることにより、セーフティネット機能の強化を図る。	<p><改正要領発出> 2月中旬に発出予定</p> <p><事業開始> 3月中旬に開始予定</p>	<p>(進捗状況) 現行制度における実績は以下のとおり。 ・融資実行件数11,047件(平成22年1月末現在) ・融資実行金額8,759百万円(平成22年1月末現在)</p> <p>(評価指標) 融資実行件数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本制度は、住居を喪失した離職者が対象であるが、住居を喪失しない方が望ましいことであるため、必ずしも単純に上記の指標が多ければよいというものではないが、融資実行件数を把握することにより、セーフティネット機能の強化の効果を測ることが可能となるため。</p>
1. 雇用	「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員(2.5億円)	就職支援の専門職である「高卒・大卒就職ジョブサポーター」を更に増員し、未内定の新規学校卒業者等に対する担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援を実施する。	<p><募集・採用開始> 実施中</p> <p><事業開始> 採用後速やかに実施。</p>	<p>(進捗状況) 2次補正予算成立を受け、募集・採用を開始し、順次配置中</p> <p>(評価指標) 新規高卒者・大卒者の内定率 高卒・大卒就職ジョブサポーターの配置人数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 他の新卒者支援の施策と相まって実施することにより、新卒者の内定率を高める。</p>
1. 雇用	関係機関の連携強化	ハローワークに緊急学卒支援窓口を設置し、高校との連携を強化する。	<p><通達発出> 平成21年12月10日</p> <p><事業開始> 通達発出後速やかに実施中。</p>	<p>(進捗状況) 47都道府県労働局の各ハローワーク内(学卒担当部門)に設置</p> <p>(評価指標) 上記「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員」に同じ 緊急学卒支援窓口設置数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 上記「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員」に同じ</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	就職面接会の積極的な開催と 周知徹底	企業説明会、就職説明会を積極的に開催するとともに、学校や学生・生徒、企業への周知を徹底する。	<p><通達発出> 平成21年12月10日</p> <p><事業開始> 通達発出後速やかに実施中。</p>	<p>(進捗状況) 就職面接会開催回数(22年1月):37回 就職面接会開催予定回数:127回(2月~3月末)</p> <p>(評価指標) 上記「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員」に同じ 就職面接会開催回数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 上記「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員」に同じ</p>
1. 雇用	求人拡大への要請	文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣の連名にて、業界団体等に対し、新規学校卒業者の採用拡大に努めていただくとともに加盟企業に周知徹底を図るよう要請する文書を発出するとともに、日本経済団体連合会・日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会に対しては、文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣が直接採用拡大の要請を行う。	<p><要請文発出> 平成21年12月22日</p> <p><大臣要請> 平成21年12月22日</p>	<p>(進捗状況) 要請文発出団体数:245団体</p> <p>(評価指標) 上記「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員」に同じ</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 上記「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員」に同じ</p>
1. 雇用	新卒者体験雇用事業の創設(0円(制度要求))	1か月の体験雇用(有期雇用)の機会を設けることにより、未就職卒業者の希望職種の選択肢を広げ、その後の正規雇用への移行を促進する「新卒者体験雇用事業」を創設する。	<p><要領発出> 平成22年2月1日</p> <p><事業開始> 要領発出後速やかに実施中。</p>	<p>(進捗状況) 2月1日に要領を発出し、事業開始。</p> <p>(評価指標) 上記「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員」に同じ 体験雇用開始者数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 上記「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員」に同じ</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充	緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを創設。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。	<p><実施要領等の改正> 平成22年2月中(予定)</p> <p><事業開始> 平成22年3月(予定)</p>	<p>(進捗状況) 平成22年1月下旬に、都道府県労働局及び雇用・能力開発機構へ、未就職卒業者向け職業訓練コースの取り扱いについて通知済。訓練・生活支援給付に係る要領は改正作業中(平成22年2月中に改正予定)。</p> <p>(評価指標) 訓練修了者の就職率及び就職者数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 当該訓練は、未就職卒業者の就職を支援するためのものであり、訓練の効果を測定するための指標として、就職率及び就職者数が適当であるため。 なお、当該訓練コースは、基礎的な職業能力を身につけることを目的としており、本コース修了後さらに実践的な職業訓練を受講することも想定される。</p>
1. 雇用	重点分野雇用創造事業の創設(1500億円)	地域の雇用失業情勢が厳しい中で、介護、医療、農林、環境等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施。	<p><交付要綱、事業実施要領発出> 平成22年1月28日</p> <p><事業開始> その後、各都道府県に交付金を交付し、各都道府県及び市町村において事業計画を策定のうえ事業実施</p>	<p>(進捗状況) 都道府県からの交付申請の後、順次事業にかかる交付金を交付し、事業が開始されることとなっている。 ※交付済(2県)、3月17日交付予定(18道都県)、3月25日交付予定(26府県)、7月9日交付予定(1県)</p> <p>(評価指標) ・雇用創出数(介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用) ※分野ごとの雇用創出数は各都道府県の事業計画による。 ・介護分野の資格取得数(介護雇用プログラム支援者数)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業により、介護、医療等の成長分野における雇用が創出されるとともに、雇用に関係する人材育成が期待される。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	建設労働者の雇用の確保及び再就職の促進(200万円)	<p>○建設業新分野教育訓練助成金 建設労働者を継続して雇用しつつ、グリーン雇用等の建設業以外の事業を開始する建設事業主に対し、当該事業に従事するために必要な教育訓練の費用の一部を助成。</p> <p>○建設業離職者雇用開発助成金 45～59歳の建設業離職者を、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し助成。</p>	2月8日に雇用保険施行規則を改正、要領発出をし、実施中。	<p>(進捗状況) 2月8日から制度実施。</p> <p>(評価指標) 助成金ごとの支給件数及び対象労働者数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本助成金は、公共投資の減少等から建設事業主の工事受注量が減少した場合や、建設業から離職者が発生し再就職が困難な状況になった場合に、利用されるものであることから、単純に上記の指標が多ければ良いというものではないが、当該指標によって、建設労働者の雇用の確保及び再就職に対する支援状況について、把握することが可能となるため。</p>
1. 雇用	待機児童解消への取組(200億円)	安心こども基金の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペースを活用して、小規模な認可保育所の分園等及び家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む。)の改修等について、補助を拡充する。	<要綱等発出> 平成22年2月中に交付要綱等発出予定	<p>(進捗状況) 交付要綱等発出に向けた内部決裁等を実施中。</p> <p>(評価指標) 3歳未満児の公的保育サービスの利用割合</p> <p>(設定の考え方) 当該施策は、「子ども・子育てビジョン」を達成するための施策の中の1つであるから、当該ビジョンと同様の指標の利用が適当である。</p>
1. 雇用	母子家庭等の在宅就業支援	安心こども基金における「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」について、従来の国審査分事業だけでなく、各都道府県において審査・採択を実施できる枠組みを設ける。	<p><運営要領の改正等> 平成21年12月に運営要領を改正し、各都道府県へ配分額を内示済み。今後、都道府県からの交付申請に基づき交付決定を行い、その後各都道府県において、事業の審査・採択を行う。</p> <p><交付申請提出> 平成22年2月</p>	<p>(進捗状況) 都道府県の安心こども基金に対し、平成22年3月に交付予定。</p> <p>(評価指標) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の参加者数</p> <p>(設定の考え方) 本事業により仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の在宅就業の拡大を図るための地方自治体の取組を推進し、母子家庭等の在宅就業を促進する。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置 (27,561千円)	いわゆる「育休切り」等のトラブルを防止するための周知・指導や、個別の事案に関する相談対応を担当する「育児・介護休業トラブル防止指導員」を設置する。	<p><各労働局への準備指示> 平成22年1月初旬</p> <p><通達発出> 2月1日に発出済み。</p> <p><配置・稼働> 2月1日に設置・稼働済み。</p>	<p>(進捗状況) 2月1日に通達を発出し、同日より設置・稼働している。</p> <p>(評価指標) 育児休業・介護休業の不利益取扱いに関する相談対応件数</p> <p>(当該指標についての考え方) 個別の事案に対する労働者等からの相談への対応を強化し、より多くの事案に対応することより、育児休業等を取得しやすい環境を整備し、仕事と家庭の両立を図る。</p>
1. 雇用	トランポリン型の「第2のセーフティネット」の確立	非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討。	平成23年度に創設予定。 平成21年9月より、労働政策審議会において昨年7月から実施している「緊急人材育成支援事業」の実績を踏まえて検討中。年内に取りまとめ、同審議会に諮問した上で23年通常国会に法案提出。	<p>(進捗状況) 労働政策審議会において検討中。</p> <p>(評価指標) —</p>
1. 雇用	雇用保険の非正規労働者に対する適用拡大	非正規労働者に対するセーフティネット機能強化の観点から適用範囲の拡大について検討を進める。	<p><労働政策審議会への諮問・答申> 平成22年1月12日諮問、13日答申</p> <p><関係法律の改正法案提出> 平成22年1月29日、通常国会に提出。 平成22年4月1日施行予定。</p>	<p>(進捗状況) 改正法案を国会に提出したところ。</p> <p>(評価指標) —</p>
1. 雇用	雇用保険の国庫負担の引き上げ (3500億円)	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、成22年度からの失業等給付に係る国庫負担の引上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度第2次補正予算において対応する。 ・平成23年度以降については、平成23年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則(25%)に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込む。 	<p><労働政策審議会への諮問・答申> 平成22年1月12日諮問、13日答申</p> <p><関係法律の改正法案提出> 平成22年1月18日、通常国会に提出、1月28日成立。</p>	<p>(進捗状況) 改正法案を国会に提出し、成立したところ。2月3日公布・施行。</p> <p>(評価指標) —</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
4. 生活の安心確保	<p>現行高齢者医療制度の負担軽減措置 (2,902億円)</p>	<p>高齢者医療制度が廃止されるまでの間、平成22年度においても以下の①～③の措置を継続する。 ①70歳から74歳までの患者負担割合の引き上げ(1割→2割)の凍結 ②被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減の継続(均等割9割軽減) ③所得の低い方の保険料軽減の継続(均等割9割・8.5割、所得割5割軽減)</p>	<p><交付要綱発出> 平成22年2月 <事業開始> 平成22年4月</p>	<p>①について 審査支払機関に設置している基金に対し、平成22年3月に交付予定。 ②及び③について 各広域連合では、平成22年2月～3月の広域連合議会において、平成22年度・23年度の保険料を決定する予定。 また、各広域連合に設置している基金に対し、平成22年3月に交付予定。 (評価指標) 対象となる被保険者のうち、保険料等の負担が軽減される者の割合 (当該指標の設定についての考え方) 本事業実施により、現に対象となる全ての被保険者の保険料等の負担が軽減されることをもって、本事業の効果を図る指標とした。</p>
4. 生活の安心確保	<p>生活保護、医療保険による生活支援 (2,835億円)</p>	<p>生活保護、医療保険について、平成21年度に必要となる追加財政措置を講じる。</p>		
4. 生活の安心確保	<p>国産ワクチンの生産能力向上 (950億円)</p>	<p>細胞培養法を開発し、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築する。</p>	<p><管理運営要領、交付要綱の改定> 1月28日交付要綱発出。 <事業実施団体の選定> 事業実施団体における第一次補正分の事業の進捗状況に応じて、第二次補正分についても事業実施団体の公募を開始する予定(なお、第一次補正分については、現在事業実施団体を公募中。)</p>	<p><進捗状況> 1月28日交付要綱発出。 基金管理団体から交付申請書の提出を受け、現在審査中。 (評価指標) 全国民分の新型インフルエンザワクチンが生産可能となるまでに要する期間 (当該指標の設定についての考え方) 当該事業は、(5年後を目処に)全国民分の新型インフルエンザワクチンを半年間で生産可能となる体制の構築を目指すものである。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
4. 生活の安心確保	新型インフルエンザワクチン接種費用の助成 (207億円)	政府の新型インフルエンザ対策本部が定めた優先接種対象者における低所得者へのワクチン接種費用の助成を引き続き行うとともに、優先接種対象以外の者においても、同様に低所得者に対して、ワクチン接種費用を助成する。	<p><交付要綱発出> 平成22年2月上旬(平成21年度第2次補正予算成立同日)</p> <p><事業開始> 交付要綱発出後、優先接種対象者以外の者の接種開始日から</p>	<p>(進捗状況) 交付要綱の作成済 交付申請書の受付中 (評価指標) 接種率 (当該指標の設定についての考え方) 低所得者における接種率の向上が期待される。</p>
4. 生活の安心確保	医療機関における設備整備 (16億円)	新型インフルエンザ患者への対応に必要な医療機器等の整備など、地方自治体の医療提供体制を整備するため、入院医療機関における人工呼吸器、個人防護具(PPE)及び簡易陰圧装置、外来における院内感染防止のための設備の整備に対する補助を行う。	<p><協議書提出依頼> 平成21年12月15日</p> <p><協議書提出〆切り> 平成21年1月15日</p> <p><内示> 平成22年2月初旬</p> <p><申請書提出〆切り> 平成22年2月中旬</p> <p><交付決定> 平成22年2月下旬～3月上旬</p>	<p>(進捗状況) 感染症外来協力医療機関 77医療機関内示済 新型インフルエンザ患者入院医療機関 108医療機関内示済 (評価指標) 設置件数 (当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、新型インフルエンザに関する地方自治体の医療提供体制が整備される。</p>
6. 「国民潜在力」の発揮	休暇取得促進への支援措置(指針見直し等)(一)	休暇取得を促進するため、労働時間等設定改善法に基づく「指針」を見直し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図る。また、「指針」を踏まえ、一定日数以上の連続した休暇の取得など更なる具体的な改善措置を行った事業主を助成。	<p><労働政策審議会 労働条件分科会の開催> 「指針」改正に向け、平成22年3月3日(水)に開催予定</p> <p><助成措置> 平成22年度予算に盛り込み済</p> <p><施行> 平成22年4月1日(予定)</p>	<p>(進捗状況) 平成22年4月1日施行に向けて、「指針」の改正案を検討中</p> <p>(評価指標) —</p>

(省庁名:農林水産省)

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
<p>2. 環境 <成長戦略への布石> (1)森林・林業再生の加速 ○集約化と利用間伐の推進に資する人材の育成と施業の効率化</p>	<p>森林を活かすプランナー育成サポート事業(0.4億円)</p>	<p>作業箇所をまとめた効率的な間伐を進めるために、作業方法、収支見込み等の具体的なプランを作り、所有者に働きかける人材(森林施業プランナー)を育成する集合研修、専門家の派遣を実施。</p>	<p><交付要綱制定> 平成22年1月(補正予算成立日)</p> <p><公募開始> 平成22年1月</p> <p><公募受付締切> 平成22年1月</p> <p><事業の採択・認定> 平成22年2月</p> <p><事業開始> 平成22年2月</p>	<p>(進捗状況) 閣議決定後の問い合わせ件数 都道府県等13件 課題提出期限:2月12日(提出件数:1件) 補助事業者決定:2月18日 交付決定:2月下旬(予定)</p> <p>(評価指標) 育成したプランナーによる施業提案により、実施が見込まれる利用間伐の面積(研修終了後、実際に間伐が実施されるまでには、半年から1年程度の期間が必要と想定されることから、毎月のフォローアップに当たっては、見込面積を指標とする。)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、森林施業プランナーを180人程度育成し、これらの者により施業が集約化され、効率的な間伐の実施が促進されることが考えられる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
<p>2. 環境 <成長戦略への布石> (1) 森林・林業再生の加速 ○集約化と利用間伐の推進に資する人材の育成と施業の効率化</p>	<p>先進林業機械導入・オペレーター養成促進緊急対策事業(20億円)</p>	<p>① 先進林業機械の導入・改良等 国内外の先進林業機械等の導入・改良、新作業システムの開発・実証、オペレーター訓練や国内外の技術者交流等 ② 低コストで耐久性のある路網の作設を行うオペレーターの養成等 路網作設等を行うオペレーターの指導者の養成、路網作設等を行うオペレーターの養成を行うOJT研修や現地検討会の実施、路網作設の実習施工等</p>	<p><交付要綱制定> 平成22年1月(補正予算成立日) <公募開始> 平成22年1月 <公募受付締切> 平成22年2月 <事業の採択・認定> 平成22年2月 <事業開始> 平成22年2月</p>	<p>(進捗状況) 閣議決定後の問い合わせ件数: 地方自治体、林業機械関係者 約110件 課題提出期限 2月12日 補助事業者決定 2月18日(一部調整中) 交付決定 2月下旬(予定)</p> <p>(評価指標) 素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合(平成27年度に6割へ拡大(3割(平成16年)→6割(平成27年)。年間ごとに把握。))</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、新作業システムの開発、路網作設オペレーターの養成等が促進され、高性能林業機械を使用した生産量の割合の拡大につながり、効率的な間伐の実施につながると考えられる。 なお、上記指標による把握は年1回行うこととなるため、本事業による研修の実施状況等をもって毎月のフォローアップとする考え。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
<p>2. 環境 <成長戦略への布石> (1) 森林・林業再生の加速 ○森林・林業再生プラン (仮称)の実践</p>	<p>森林・林業再生プラン実践事業 (12億円)</p>	<p>全国5地区の先行地域において、地域の全体計画に基づき路網の整備、境界確定、高性能林業機械を活用した利用間伐の実践的取組を実施</p>	<p><交付要綱発出> 平成22年1月(施行済み)</p> <p><公募開始> 平成22年1月</p> <p><公募受付締切> 平成22年1月(公募済み)</p> <p><事業の地区採択> 平成22年2月</p> <p><事業開始> 平成22年2月</p>	<p>(進捗状況) 閣議決定後の問い合わせ件数 都道府県等13件 課題提出期限:2月12日(提出件数:16件) 森林・林業再生プラン実践事業 14件 (森林組合等) 中央支援事業 2件(コンサルタント) 補助事業者決定:2月18日 交付決定:2月下旬(予定)</p> <p>(評価指標) 全国で新たな作業システムが導入されることによる利用間伐の実施面積(四半期ごとに把握する。)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業は林業生産コストの低減に意欲的な地域において新たな作業システムによる搬出間伐等を実施し、森林・林業の再生への課題を整理し、解決策を明確にすることにより効率的な間伐等を推進するものであることから、新たな作業システムによる間伐等の実施面積を成果として把握することとする(ただし、間伐の実施状況は、地域、季節等によって異なるものであることから、四半期ごとの把握とする。)。 なお、本事業の進捗状況をもって毎月のフォローアップとする考え。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
<p>2. 環境 <成長戦略への布石> (1)森林・林業の再生の加速 ○木材利用の加速</p>	<p>地域材利用加速化緊急対策支援事業(10億円)</p>	<p>国産材住宅及びこれに係る部材についての様々な機能の有効性の検証に必要となるデータ等を取得し、地域材を活用した住宅や製品の実用化及び普及を推進。</p>	<p><交付要綱制定> 平成22年1月28日(補正予算成立日)</p> <p><公募開始> 平成22年1月18日</p> <p><公募受付締切> 平成22年2月12日</p> <p><事業の採択・認定> 平成22年2月18日(予定)</p> <p><事業開始> 平成22年2月中</p>	<p>(進捗状況) 閣議決定後の問い合わせ件数:12件 課題提出期限:2月12日(提出件数:10件) 補助事業者決定:2月18日 交付決定:2月下旬(予定)</p> <p>(評価指標) 住宅・建築分野における地域材利用に資する製品化数 (製品化という当該事業の性格上、成果の発現は早くとも1年後を想定)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、住宅・建築分野における地域材部材の製品化等を行うことにより、地域材の需要が拡大し、ひいては森林整備の促進による多面的機能の持続的な発揮や地域雇用の促進につながると考えられる。 なお、本事業は、地域材を活用した住宅や製品の実用化や普及を推進するために行うものであり、その成果を毎月得ることができる性質のものではないことから、標記指標による把握が可能となるまでは、製品化へ向けた事業の進捗状況をもって毎月のフォローアップとする考え。</p>
<p>2. 環境 <成長戦略への布石> (3)交通・産業、地域の低炭素化の推進 ○地域における環境配慮の取組への支援等</p>	<p>農山漁村環境力強化実証事業(8億円)</p>	<p>農山漁村地域における循環型社会の形成、エネルギーの地産地消を図るため、中空設置型太陽光パネル等農山漁村地域と調和する再生可能エネルギー供給システムの実証を支援。</p>	<p><交付要綱発出> 平成22年1月28日</p> <p><募集開始> 平成22年1月13日</p> <p><募集受付締切> 平成22年2月15日</p> <p><事業の採択・認定> 平成22年2月</p> <p><事業開始> 平成22年2月</p>	<p>(進捗状況) 事業実施計画書2件提出</p> <p>(評価指標) 技術実証データ</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業は、先進的な太陽光パネル設置(中空設置型)技術の確立を主目的とする実証事業であるため、事業完了年度以降5年間、毎年9月までに報告される技術実証結果(設備利用率、発電単価等)のデータを得ることを成果としている。 なお、当該事業のアウトプットである、太陽光パネルによる累積発電量、CO2削減量についても把握することとしている。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
<p>3. 景気 ＜金融対策＞ (1)「景気対応緊急保証」の創設等 ○「景気対応緊急保証」の創設等</p>	<p>林業・木材産業経営安定化対策事業(20億円)</p>	<p>林業者・木材産業者が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、(独)農林漁業信用基金に対して出資を行い、新たに無担保無保証人保証の創設や保証枠の拡大を実施。</p>	<p>＜事業開始＞ 平成22年2月1日より保証引受を開始</p>	<p>＜閣議決定後の問い合わせ件数＞ 事業者、金融機関、都道府県 約60件</p> <p>＜アウトカム指標＞ 雇用が維持される人数 ※事業開始が2月1日からのため、現時点の実績は集計中</p> <p>(当該指標の設定の考え方) 本事業の実施により、資金調達の円滑化が図られ、林業者・木材産業者が事業を継続できるようになることから、雇用維持につながると考えられる。</p>
<p>3. 景気 ＜金融対策＞ (1)「景気対応緊急保証」の創設等</p>	<p>漁業緊急保証対策(20億円)</p>	<p>漁業者の資金繰り支援のため、施設資金・運転資金について、平成21年度第1次補正予算において措置した無担保無保証人等の特別保証枠を、平成21年度第2次補正予算において250億円拡大し1,450億円とするとともに、期限を1年間延長する。</p>	<p>漁業緊急保証対策事業は、既に実施しているところであり、2次補正予算の成立を受け、事業期間の22年度末までの延長を速やかに実施する。</p>	<p>(進捗状況) ・平成22年1月末現在、各漁業信用基金協会の緊急保証対策による保証引受件数2,782件、保証引受総額361億円。</p> <p>(評価指標) ・漁業信用保証保険の状況(保証保険引受件数と引受額の前年度との比較)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) ・本事業は、漁業者の資金繰り支援を目的としてしており、資金融通の状況を評価するため保証保険引受の動向を評価指標とするものである。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
6. 「国民潜在力」の発揮	環境・エネルギー分野での制度・規制改革 ・森林・林業再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組の整備 (一)	路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備(実効性ある調停・裁定のルール等)につき、早急に検討に着手し、22年度中に結論を得る。	<行政刷新会議> 早急に検討に着手し、平成22年度中に結論を得る。 <森林・林業再生プラン> 検討事項として記載(平成21年12月25日公表) <現場の実態把握> 平成22年1月 <課題の抽出> 平成22年2月～ <森林・林業基本計画の策定にあわせた検討> 平成22年度末までを目途	<現場の実態把握> ・平成22年1月18日、19日に開催した都道府県森林整備担当課長等打合せ等において都道府県の担当者から同意取付に係る問題点等について聞き取り調査を実施。 ・さらに、現場レベルでの詳細情報を把握するため、今後、都道府県経由で関係市町村、森林組合等を対象としたアンケート調査を実施し(2月～3月)、これらを踏まえ、年度内に課題抽出を行う予定。 ・抽出された課題については、平成22年度末までを目途とする森林・林業基本計画の改定に併せ、検討を進める予定。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	○新卒者支援の強化 ・就職説明会の積極的な開催と周知徹底	・平成20年度第2次補正において造成した基金により、全国で大学ごと地域ごとの就職説明会を開催。	<随時実施中>	<p>(進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月末までに162回開催(参加人数26,571人、参加社数4,156社) ・今後、22年3月末までに90回開催の予定。 <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策による就職者数(随時集計) ・施策による内定者数(随時集計) <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>施策の実施により、雇用のミスマッチ解消が進み、平成21年度以降に学校を卒業する方等の就職につながると考えられる。</p>
1. 雇用	○新卒者支援の強化 ・採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速 (1)「雇用創出企業」のリストを年内に発表	ものづくりやサービス業、建設業等の分野において、採用意欲があり、かつ人材育成に優れる企業を取りまとめ、その魅力発信を行うことで、雇用のミスマッチの解消を図る。	<「雇用創出企業」のリストの公表(1,443社)> 平成21年12月25日	<p>(進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月22日に、1,443社の「雇用創出企業」の魅力を発信するためのウェブサイトを公表。 ・今後、大学、ハローワーク、ジョブカフェ等で積極的に紹介。 <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用創出企業」掲載企業への就職者数 <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>本政策は、新卒者をはじめとした求職者が企業の企業概要及び製品紹介、人材育成方針、キャリアプラン等の魅力に触れ、実際に当該企業にアプローチする機会が増大するもの。結果として、「雇用創出企業」掲載企業において実際の就職者数を確認することにより、本施策の施策効果を評価することが可能。</p> <p>なお、リスト掲載企業においては、随時採用を行っているケース、4月に一括して採用するケースなど多種多様であることから、4月採用が一段落したタイミングで実績を確認することが有益と考えられ、平成22年7月目途に実施予定。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	<p>○新卒者支援の強化 ・採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速 (2) 中小企業の新規人材発掘促進対策 (第二次補正76.2億円、その他施策併せて150億円の事業を実施)</p>	<p>・平成20年度第2次補正で造成した基金及び平成21年度第2次補正予算を活用し、①新卒者を対象としたインターンシップ事業を行うとともに、②中小企業の求人開拓、魅力発掘を採用支援会社に委託し、求人と求職のマッチングを図る。</p>	<p><公募開始> ①平成22年1月19日 ②平成22年1月21日</p> <p><公募締切> ①平成22年2月2日 ②平成22年2月10日</p> <p><事業開始> ①、②とも平成22年4月上旬</p>	<p>(進捗状況) ① ・2月5日に委託事業者を決定 ・2月15日より、参加を希望する新卒者と受入れ中小企業を広く募集中。 ② ・3月初旬までに委託先を決定し、4月上旬の事業開始に向けて現在準備中。</p> <p>(評価指標) ① ・施策による中小企業の職場実習実施のべ人数(4月より毎月集計) ② ・支援企業数(集計頻度未定) ・施策による内定者数(集計頻度未定)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) ① 施策の実施により、新卒者の中小企業の魅力や仕事のやりがいなどについての理解が進み、平成21年度に学校を卒業する方の就職につながると思われる。 ② 施策の実施により、雇用のミスマッチ解消が進み、中小企業の人材獲得の促進、平成21年度以降に学校を卒業する方等の就職につながると思われる。</p>
1. 雇用	<p>○新卒者支援の強化 ・求人拡大への要請(予算措置なし)</p>	<p>文部科学省・厚生労働省・経済産業省の連名にて、245の業界団体等に対し、新規学校卒業者の採用に努めていただくとともに加盟企業に周知徹底を図るよう要請する文書を発出。</p>	<p><要請文の発出> 平成21年12月22日</p>	<p>(進捗状況) ・12月22日に、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣の三大臣連名で、245の経済団体等に対し、要請文を発出。</p> <p>(評価指標) 上記と同様の指標で評価</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 関連する施策と合わせ、平成21年度以降に学校を卒業する方等の就職につながると思われる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	<p>・エコポイント制度の延長(平成22年末まで) (2,347億円 うち経産省分800億円)</p>	<p>地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及を目的に、対象省エネ家電の購入に対して、様々な商品と交換可能なエコポイントを発行する「家電エコポイント」について、以下を実施。</p> <p>適用期限を平成22年12月31日まで延長(従来は平成22年3月31日まで)。あわせて、利用者の利便性を考慮し、申請手を改善。</p>	<p><補助金の交付決定> ・平成22年2月中に実施予定。</p> <p><申請手の改善> 平成22年4月から実施。</p>	<p>(進捗状況) ・2月18日現在、約872万件の申請を受け付け、そのうち申請手が完了した約799万件、約1254億点についてポイントを発行。 ・制度開始(5月中旬)から1月下旬における3品目合計の売上げが前年同期比で1.2倍。</p> <p>(評価指標) ・対象商品(地上デジタル放送対応テレビ、エアコン、冷蔵庫)の販売状況(台数ベース、金額ベース)(毎月)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) ・本事業の実施により、対象商品の売上増につながる。</p>
3. 環境	<p>・対象家電の省エネ基準の強化(一)</p>	<p>省エネ基準の見直しに伴い、エコポイントの対象となるテレビを、より省エネ性能の高い製品に限定</p>	<p><テレビの省エネ基準の見直し> ・平成22年2月18日に新基準公布予定。 ・平成22年4月1日に新基準施行予定。</p>	<p>(進捗状況) ・平成22年1月に省エネルギー基準部会小売事業者表示判断基準小委員会で検討・とりまとめ。</p> <p>(評価指標) ・地上デジタル放送対応テレビ販売に占める対象製品(新基準において四つ星以上のもの)の割合。</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) ・本事業の実施により、対象商品の売上増につながる。</p>
4. 環境	<p>・LED電球等の利用促進(一)</p>	<p>エコポイント上の優遇措置を設け、省エネ効果の高いLED電球等の商品交換を促進</p>	<p><LED電球等の優遇措置> 平成22年4月から実施予定。</p>	<p>(進捗状況) ・LED電球等への交換割合は0.18%、交換件数は1万5千件。(1月末時点)</p> <p>(評価指標) ・LED電球等即時交換商品の交換割合と交換数。</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) ・本事業の実施により、省エネ性能の高い製品の普及拡大。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	環境対応車への購入補助の延長 2次補正予算額: 国交省計上分305億円 他に経産省計上分2,304億円	環境性能の良い新車の買換・購入を促進することにより、環境対策と景気対策を効果的に実現するべく、環境対応車への買換・購入に対する支援を1次補正により行っているところ。当該事業を平成22年9月まで継続 【補助金額】 経年車の廃車を伴う場合: 25万円(登録)、12.5万円(軽)、180万円(大型)等 廃車を伴わない場合: 10万円(登録)、5万円(軽)、90万円(大型)等	本事業は1次補正予算により平成21年6月より実施している事業について延長するものであるが、2次補正予算分については以下のスケジュールで実施 <交付要綱発出>平成22年2月1日 <公募開始>平成22年2月3日 <公募受付締切>平成22年2月15日 <事業の採択・認定>平成22年2月17日 <事業開始>平成22年3月中(予定)	(進捗状況) 1次補正予算による事業の進捗状況(2月9日時点) <申請件数> 約198万台 (うち経産省分約196万台、国交省分約20,400台) <交付決定件数> 約166万台 (うち経産省分約165万台、国交省分約11,300台) (評価指標) ・新車新規登録・届出台数(毎月) ・新車登録台数におけるエコカー比率(毎月) (当該指標の設定についての考え方) 本施策により、環境性能の良い新車の買換・購入が促進される効果が得られることから、これを指標として設定。
2. 環境	・環境対応車への購入補助の延長等 (イ)省エネ法に基づく燃費規制による更なる燃費改善 (一)	現在の2010年度(平成22年度)燃費基準よりも更に厳しい2015年度(平成27年度)燃費基準の達成に向けた燃費改善を促進	・2015年度(平成27年度)燃費基準については、2007年(平成19年)2月に決定・公表済。各メーカーでは目標達成に向けた開発等を継続中 ・2015年度(平成27年度)燃費基準に対応した燃費表示を2011年(平成23年)4月に本格実施予定	(進捗状況) 乗用車について、目標年度(2015年度)において、2004年度(平成16年度)実績値と比べて23.5%の燃費改善見込 (評価指標) ・燃費の改善度(毎年6月末) (当該指標の設定についての考え方) 本施策の実施により、各メーカーが燃費基準の目標達成に向けた開発等を進めるため、燃費改善につながると考えられる。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境 3. 景気	・住宅版エコポイント制度の創設 1,000億円(国土交通省、環境省 分667億円含む)	以下の取組に対して、住宅版エコポイント (多様な商品・サービスに交換可能なポイント) を発行することにより、環境対応住宅の 普及を図る事業 ○エコ住宅の新築 省エネ法のトップランナー基準相当の住宅 または省エネ基準を満たす木造住宅 ○エコリフォーム 窓の断熱改修、外壁・天井または床の断熱 材の施工等 ※エコ住宅の新築については、平成21年12 月8日～平成22年12月31日に建築着工した もの、エコリフォームについては、平成22年1 月1日～平成22年12月31日に工事着手した ものが対象となる。(平成22年1月28日以降 に工事が完了したものに限る)	<事業内容の周知> ・国土交通省・経済産業省・環境省の ホームページにおいて制度概要を公表 (H21.12.17「住宅版エコポイント制度の 概要について」ホームページ開設、 H21.12.24 制度概要更新、H22.1.15発 行エコポイント数等について) <交付要綱発出> ・H22年2月4日 <基金設置法人・事務局の公募、選定 > ・平成22年1月7日公募開始、H22年2月 4日公募結果発表 <エコポイント申請受付開始> ・平成22年3月上旬にエコポイント申請 手続きが開始できるよう準備中。	<進捗状況> ・1/28～2/8: 交換商品の公募を実施。 ・3月上旬にエコポイント申請手続きが開始でき るよう準備中。 ・問合せ件数: 1日200～300件 <評価指標> ・申請状況(新築・リフォームの申請件数、ポイント 発行件数・点数)(毎月) <当該指標の設定についての考え方> 本事業の効果を客観的に把握することのできる 指標。
2. 環境	・グリーンイノベーションの推進 (172.6億円)	グリーンイノベーションを推進、加速していく ため、LED照明等の高品質次世代照明の 実現に向けた基盤技術の開発、電気自動車 等のモーターに用いられるレアメタルの代 替・低減化の基盤技術の開発、省資源・高 効率な生産工程を実現する高機能センサー 基盤技術の開発・実証等、環境技術の実用 化に向けた開発の加速化及び革新的技術 開発の推進を行う。	1月中旬～2月上旬にかけて公募を行っ ているところ。今後、3月末迄に事業者 の決定・契約を行う予定。	(進捗状況) 1月中旬から2月中旬にかけて公募を実施し、現 在、採択に向けて応募案件の審査を進めている ところ。 (評価指標) 論文数、特許件数等(事業終了後に把握) (当該指標の設定についての考え方) 研究開発事業であり、指標として定量的な把握 が可能なものを設定。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	・自動車用電池の規格統一化 (一)	自動車用電池については、技術を守る部分を見極めた上で、規格の統一化を図っていくことが高性能化と低価格化の観点から重要である。具体的には、我が国が技術的優位を保持する観点から、自動車用電池の性能・安全性等について今後、規格の統一化を図る。	ISO(国際標準化機構)やIEC(国際電気標準会議)などの場において、自動車用電池の規格の統一化に向けた取組みを随時、実施中。	(進捗状況) 自動車用リチウムイオン電池について、2007年から検討中の国際的な規格案が、2011年中に正式な規格になるよう取組みを実施中。 (評価指標) ISO/IECでの国際標準化活動における、我が国の意見等の提出状況及び採択状況(2011年中)。 (当該指標の設定についての考え方) ISO/IECでの国際標準化活動における我が国の意見等の提出状況及び採択状況により、我が国の国際標準化活動における主導性が判断可能と考えられる。
2. 環境	・LED照明の国際標準化の推進 (予算措置なし)	LED照明に関して、省エネ性能等を評価するために必要な測光方法の標準化を進める。	<国際規格原案関連研究・開発、JIS原案検討> 平成22年4月～ <測光方法の実用化検証、JIS原案審査> 平成23年4月～ <国際規格への提案> 平成23年度できるかぎり早期	(進捗状況) ・工業会や学会など関係団体とともに国際規格原案関連研究・開発、JIS原案検討に向けた体制を調整中。 (評価指標) ・LED照明器具の出荷台数(国際規格への提案後、毎月) (当該指標の設定についての考え方) ・「良いもの」が「良い」と正しく評価される共通の「ものさし」をつくることにより、日本の高品質なLED照明の普及が拡大すると考えられる。
2. 環境	・国内クレジット制度の更なる推進 (約3億円)	○地方自治体等との連携強化により、国内クレジット制度の活用が期待される地域の中小企業等を対象に排出削減ポテンシャルの診断・計画作成支援、計画の審査にかかる費用の一部支援等を内容としたソフト支援を実施。 ○併せて、民間による一層積極的な制度活用に向けて、簡便かつ的確に計画作成等を行うための支援ツールの開発等を実施。	<公募開始> 平成22年2月中予定 <公募受付締切、事業の採択・認定、事業開始> 平成22年3月予定	(進捗状況) 国内クレジット制度における排出削減事業計画案提出数 248件(平成22年1月18日時点) (評価指標) ・CO2排出削減効果(随時把握) ・投資額(随時把握) (当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、中小企業等における排出削減への取組が進展し、ひいては我が国の排出削減の進展に繋がるものと考えられる。合わせて、同取組に伴う設備投資により経済活性化に繋がるものと考えられる。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	・低炭素型雇用創出産業の国内立地の推進 (297.1億円)	国際的な競争の激化や円高圧力の中、我が国が世界最先端の技術力を持ち、将来の成長が見込まれるリチウムイオン電池・LED照明などの環境・省エネ産業の国内立地を支援し、グリーン雇用を創出する。	2月中、公募を行い、3月末までに交付決定の予定。	<p>(進捗状況) 2月中、公募を行い、3月末までに交付決定の予定。</p> <p>(評価指標) 本事業との関連性の高い調達・輸送・販売部門等を含む総合的な波及効果(雇用者数)を評価する。 (交付要綱により、補助事業者の毎会計年度終了後に雇用創出の状況について報告を求めていることから、補助事業終了後・雇用要件達成まで毎年度フォローアップを行う)。</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本施策の実施により、我が国が世界最先端の技術力を持ち、将来の成長が見込まれる低炭素型産業の国内立地を支援し、グリーン雇用の創出につながると考えられる。</p>
2. 環境	<p>・低炭素型・環境対応インフラ等のシステムの海外展開等の推進など海外での地球温暖化対策事業の強化等</p> <p>貿易保険を活用した民間分野のリスクファイナンスの取組の強化(一)</p>	<p>①JBICと市中銀行が協調融資によりバイヤークレジットを行う際、市中銀行分の信用リスクに係る貿易保険の付保率を最大100%に拡大</p> <p>②システム輸出に係る海外プロジェクトに係る我が国企業の出資に対する海外投資保険について、現在対応している非常リスクに加え、相手国の政策変更に伴うリスクを幅広くてん補する等、事業リスクのてん補の範囲を拡大</p>	<p>平成21年12月に運用改善を行い、実施中。</p> <p><事業開始> 平成21年度内に制度改正を実施し、遅くとも平成22年4月1日から適用する予定。</p>	<p>(進捗状況) これまでに10件程度の案件の相談が寄せられている。</p> <p>(評価指標) 民間セクターのリスク軽減によるファイナンス実績(半年ごと)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本施策の実施により、民間金融セクターのリスク軽減が図られ、海外バイヤーひいては我が国からの輸出促進に対するファイナンスの円滑化につながると考えられる。</p> <p>(進捗状況) -</p> <p>(評価指標) 民間企業による海外投資促進によるファイナンス実績(半年ごと)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本施策の実施により、我が国企業の新たな投資促進につながると考えられる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	・低炭素型・環境対応インフラ等システム海外展開支援(799百万円)	「鳩山イニシアティブ」の具体化にも資する、低炭素型・環境対応インフラ／システム型ビジネスの海外展開の促進に向けて、分野別・地域別基本設計書の作成、実施可能性の検討のための調査、コンソーシアム形成の支援体制に関する検討、海外展開を円滑化するための環境整備等の実施。	2月26日に公募×切り後、年度内に事業開始	(進捗状況) 公募開始 (評価指標) コンソーシアムの形成件数(事業終了後) (当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、低炭素型・環境対応インフラ分野において、新興国での新たな受注につながる。
2. 環境	・我が国企業による資源上流権益の確保に向けた支援の強化(一)	○(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)による、金属鉱物(レアメタル等)分野における開発・生産段階にある鉱山権益等の取得に対する支援制度を創設する。 ○また、石油・天然ガス及び金属鉱物(レアメタル等)の上流権益確保支援の原資として、JOGMECによる政府保証借り入れを可能とする制度改正を実施する。	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案を、2月12日に閣議決定した後、国会に提出済み。	(進捗状況) 2月12日閣議決定済。 (評価指標) ・JOGMECの支援を伴う我が国企業の資源上流権益確保の進展(採択件数等) ・評価は、法律施行後、約1年を目処に案件毎の進捗状況を評価。 (当該指標の設定についての考え方) 今般の法改正により、我が国企業の資源上流権益確保に対するJOGMECの支援機能が強化されることから、当該指標を設定した。
2. 環境	・レアメタル確保支援(レアメタル探査の加速)(2億円)	○広域から鉱床の有望地を絞り込む衛星画像を解析する技術(リモートセンシング利用技術)を活用し、これまでごく一部の地域でしか実施していないレアメタルを対象に、資源の賦存が大いに期待されるアフリカのサブサハラ以南及び南米等の地域の探査を行う。	<入札公示開始> 平成22年2月末予定 <開札> 平成22年3月中旬予定 <事業開始> 平成22年3月下旬予定	(進捗状況) 2月末の入札公示に向け作業中。 (評価指標) ・世界各地域におけるレアメタル賦存可能性にかかる情報の蓄積 (当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、世界各地域におけるレアメタル賦存の情報が集まることから、当該指標を設定した。評価は、約1年を目処に行うものとする。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	・レアメタル確保支援(レアメタル 国家備蓄の強化) (1億円)	○次世代自動車や太陽光パネルなどの製造に欠かせないレアメタルのうち、①近年需要が急増し、②特定資源国への依存度が高く、かつ、③短期的な供給障害が懸念される、鉱種の備蓄をJOGMECが行うために必要な経費を補助する。	＜交付決定・事業開始＞ 平成22年3月上旬予定	(進捗状況) 省令及び交付要綱改正後速やかな交付決定に向け作業中。 (評価指標) 緊急時対応能力の強化(備蓄を実施した鉱種の備蓄日数) (当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施は、備蓄日数目標値達成のための支援となり、レアメタル国家備蓄の増強が図られ、緊急時対応能力が強化されることから、当該指標を設定した。評価は、法律施行後、約1年を目処に行うものとする。
2. 環境	・再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチームにおける検討	国民負担の在り方や電力系統安定化対策など、再生可能エネルギーの全量買取に関する多様な論点について、有識者をはじめ、広く関係者からの意見を聞きながら検討を進める。	プロジェクトチームは、平成21年11月に立ち上げ済。本年3月を目途に、中間とりまとめ(制度の選択肢(オプション)を提示)。	(進捗状況) ＜これまでの検討状況＞ 11月6日 第1回プロジェクトチーム会合 その後、意見募集を行い、ヒアリング対象を選定 11月30日 第1回ヒアリング 12月3日 第2回ヒアリング 12月8日 第3回ヒアリング 12月10日 第4回ヒアリング 12月22日 第5回ヒアリング 1月4日～11日 第1回全量買取海外調査 1月17日～23日 第2回全量買取海外調査 1月28日 プロジェクトチーム会合 (ヒアリング結果報告、海外調査報告等) ＜今後のスケジュール＞ プロジェクトチーム会合 (買取費用等の分析、技術開発動向等) 3月目途 プロジェクトチーム会合 (中間とりまとめ:オプション(選択肢)提示)

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	・建築物の省エネ判断基準の見直し	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」を強化した新基準を検討	「第2回地球温暖化・エネルギー関係での経済産業省と国土交通省による合同ワーキングチーム」において、国交省・経産省共同の検討委員会を速やかに設置し、建築物全体でのエネルギー消費量を総合化した基準の策定を行い、2年後の施行に向けて周知徹底等を実施することについて合意(平成21年12月25日)	(進捗状況) 見直し内容を現在検討中 (評価指標) 建築物の省エネ性能の向上 (当該指標の設定についての考え方) 本施策により、建築物の省エネ性能の向上の一層の促進が図られることから、これを指標として設定(具体的な算定方法については今後検討)
2. 環境	・自動車の燃費基準の強化	乗用車について、2020年に向けた新たな燃費基準に関し、検討を行う。	<乗用車燃費に関する現状整理> 2010年(平成22年)春頃まで <審議会等における検討開始> 2010年(平成22年)春頃 <審議会等における取りまとめ> 2011年(平成23年)春頃	(進捗状況) 左記事業開始までのスケジュールに従い、乗用車燃費に関する現状整理を実施。 (評価指標) ・燃費の改善度(毎年6月末) (当該指標の設定についての考え方) 本施策の実施により、各メーカーが燃費基準の目標達成に向けた開発等を進めるため、燃費改善につながると考えられる。
2. 環境	・白熱電球の2012年までの省エネランプへの生産切替の推進	家庭等で使用される一般的な白熱電球について、2012年を目的に、電球形蛍光灯やLED電球など省エネ性能の優れた製品への切替えを実現する。	<省エネあかりフォーラムにおけるフォローアップ> 平成22年秋目途	(進捗状況) — (評価指標) 電球形蛍光灯の生産・出荷数(平成22年のフォーラム設立以降年1回程度) (当該指標の設定についての考え方) 本施策の実施により、各メーカーが省エネ性能の高いランプの生産を進め、照明分野における省エネにつながると考えられる。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	・200V化	家庭内における電気供給の200V化を推進を検討する。		<p>(進捗状況) 住宅版エコポイント制度で、発行されたポイントをすぐに別の工事などに充当できる即時交換制度に、200v化の工事を含めた多様なリフォーム工事を対象とする。</p> <p>(評価指標) 200vを可能とする電力配線の普及率</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 200vを可能とするインフラ整備の進捗状況を把握する。</p>
3. 景気	<p>・「景気対応緊急保証」の創設等 8,641億円(財務省分8,315億円含む)</p> <p>(1)「景気対応緊急保証」の創設</p> <p>(2)保証枠</p>	<p>・平成22年3月末で期限を迎える信用保証協会の緊急保証を、「景気対応緊急保証」として強化。</p> <p>・現行の緊急保証と併せて36兆円の枠(+6兆円)とし、平成23年3月末まで実施。</p>	平成22年2月15日より開始(従来の「緊急保証」から「景気対応緊急保証」への切り替え)。	<p>(進捗状況) 94万件。18兆円(平成22年2月10日現在) ※「緊急保証」の実績</p> <p>(評価指標) ・中小企業資金繰りDI(日銀等)(日銀のデータは4半期毎)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施は、売上減少等苦しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するものと考えられる。</p>
3. 景気	<p>・セーフティネット貸付け等の延長・拡充 1,359億円(財務省分532億円含む)</p> <p>(ア)期限の延長・枠の拡充</p> <p>(イ)日本政策金融公庫等の金利引下げ措置等の継続・強化</p>	<p>・平成22年3月末で期限を迎える日本政策金融公庫や商工組合中央金庫のセーフティネット貸付について、雇用維持・拡充のための金利引下げの強化(▲0.1%→▲0.2%)等を実施し、21兆円の事業規模(+4兆円)で、平成22年度末まで実施。</p>	現在実施している業務を延長するための要綱・告示改正を平成22年3月までに実施する。金利引下げ措置等の継続・強化については、要綱改正等を行い、平成22年2月15日より開始。	<p>(進捗状況) 37万件、8兆円(平成22年2月10日現在)</p> <p>(評価指標) ・中小企業資金繰りDI(日銀等)(日銀のデータは4半期毎)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施は、売上減少等苦しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するものと考えられる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
3. 景気	・中小企業支援施策の「ワンストップ・サービス・デイ」の開催	<p>・年末に、関係機関の協力の下、利用者が一つの窓口で必要な各種支援サービス(資金繰り相談、新事業展開などの経営相談、雇用調整助成金の相談など)の利用ができるよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催。</p> <p>・年度末に向けて、再度、ワンストップ・サービス・デイを開催するとともに、信用保証協会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、商工会議所、商工会による金融に特化したワンストップ相談会「中小企業金融合同相談会」も開催する予定。</p>	<p><実施済み> 平成21年12月14～29日</p> <p><第2回> 平成22年2月22日～3月26日 47都道府県の68都市で、合計95回開催予定。 (中小企業金融合同相談会:2/22の週から3月上旬に開催予定。)</p> <p><今後の取り組み> 第2回終了後、できるだけすみやかに、相談内容の集計・分析を行うとともに、経済産業局と関係者会議を開催し、相談内容の共有化を図ることにより、今後の施策改善につなげていく。 また、公的金融(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会)の本支店及び全国各地のすべての税務署において開催案内のポスターを掲示する予定。</p>	<p>(進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催案内を経済産業省、厚生労働省HPに掲載するとともに、公的金融、全国各地の税務署において、開催案内ポスターを掲示予定。 ・2月第3週に政府公報を活用し、全国5紙、ブロック3紙、地方64紙にワンストップ・サービス・デイの開催案内を掲載。 ・47都道府県の62都市で、合計96回の「ワンストップ・サービス・デイ」を開催。 ・ワンストップ・サービス・デイの相談実績(12/14-29) 合計で1221の事業者から1802件の相談があった。主な相談は金融896件、経営全般250件、知的財産185件、雇用調整助成金116件、農工商連携・地域資源・新連携、販路開拓104件。 ・年度末に向けて、2/22-3/3と3/22-3/26で一回ずつ、全都道府県の合計68都市で、合計95回開催予定。 <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来場者数、相談者の満足度(2/22-3/3と3/22-3/26で一回ずつ) <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>本事業の実施により、一カ所で中小企業者の様々な相談に対応できることから、中小企業者の利便性が高まると考えられる。</p>
3. 景気	・日本政策投資銀行等による「危機対応業務」の延長等(一)	・産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく出資円滑化制度の延長(平成22年3月末→平成22年9月末)	現在実施している業務を延長するため、平成22年3月下旬を目処に政令及び告示を一部改正予定。	<p>(進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件(平成22年2月15日時点) <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅・大企業の資金繰りDI(日銀)(四半期ごと) ・全国企業倒産集計(帝国データバンク等)(特に、上場企業倒産の動向調査)(毎月、上場企業倒産動向調査は年二回) <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>本制度の実施は、上場企業の資金繰りを支援し、倒産抑制につながると考えられる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
3. 景気	<p>・デフレに伴う実質金利高の軽減制度 500億円(財務省260億円含む)</p>	<p>・デフレ経済下で、長期の設備投資等を行う企業に対し、危機対応業務のスキームも活用しつつ、民間金融機関及び政府系金融機関からの借入金利について、2年間、物価下落に対応して(*)、0.5%の引下げを図る。(金利引下げの融資規模: 民間金融機関も活用できる危機対応業務のスキームを通じた融資3.7兆円、日本政策金融公庫1.3兆円) (*)物価については、半期ごとに、消費者物価が前年に比して下落しているかによって、主務大臣が判断を行い、引下げを各機関に指示</p>	<p>制度要綱の新設や告示改正を実施し、平成22年2月15日より開始。</p>	<p>(進捗状況) ・開始したばかりであり、実績のデータはまだない。</p> <p>(評価指標) ・設備投資計画(日銀等)(四半期ごと)など ・機械受注統計(内閣府)(毎月)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施は、企業の設備投資の下支えになると考えられる。</p>
3. 景気	<p>・既往貸付の返済負担の軽減 1,142億円(財務省分1,142億円含む)</p>	<p>・デフレ経済下で、既往貸付の返済負担に苦しむ中小企業に対する民間金融の条件変更に積極的に対応するため、信用保証制度を支える日本政策金融公庫の財政基盤を強化。</p>	<p>信用保証協会は、民間金融機関の条件変更に対して積極的な対応を実施中。</p>	<p>(進捗状況) 22万件、3兆円(平成21年12月末現在)</p> <p>(評価指標) ・中小企業資金繰りDI(日銀等)(日銀のデータは4半期毎)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施は、売上減少等苦しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するものと考えられる。</p>
3. 景気	<p>・為替変動により影響を受ける地域・中小企業の支援(海外販路開拓) (4.9億円)</p>	<p>地域の産業集積が有する潜在力を活かし、海外市場の開拓・獲得のために行う、海外展示会の出展やミッション派遣など、海外での販路開拓のための活動を支援。</p>	<p>1月12日～2月8日まで公募。 2月末採択予定。</p>	<p>(進捗状況) 2月末の採択に向けて準備中。</p> <p>(評価指標) 事業終了後(来年度末)にフォローアップを行う。 ・展示会の開催回数及び参加者数、商談数、商談契約数(契約見込数や商談継続数を含む。)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、円高などの厳しい経済環境下において、国際競争力を持つ地域産業の海外販路の拡大につながると考えられる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
3. 景気	・貿易保険を活用した我が国企業の海外進出の促進	①貿易保険が付保された中小企業輸出代金債権の流動化	<事業開始> 平成21年度内に制度改正を実施し、遅くとも平成22年4月1日から適用する予定。	(進捗状況) — (評価指標) 中小企業の債権流動化実績(半年ごと) (当該指標の設定についての考え方) 本施策の実施により、中小企業に対する融資が促進され、中小企業の資金繰りの改善につながると考えられる。
		②貿易保険による我が国企業の海外子会社向け資金繰り支援の拡充の延長	既に実施中の平成22年3月末までの期限付措置を平成23年3月まで延長することを、平成21年12月に決定済。	(進捗状況) 引受実績:約8,300億円(平成21年1月～平成22年2月15日時点) (評価指標) 我が国企業の海外子会社の資金繰り改善に資するファイナンス実績(半年ごと) (当該指標の設定についての考え方) 本施策の実施により、我が国企業の海外子会社の運転資金の資金繰りの改善につながると考えられる。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
6.「国民潜在力」の発揮	環境・エネルギー分野での制 度・規制改革 ・新エネルギー等の導入に資す る規制改革要望への対応 工場立地法の緑地等面積の 一部への太陽光発電施設の充 当 (一)	太陽光発電施設の工場での導入促進を図 るため、工場立地法の緑地等面積の一部へ の太陽光発電施設の充当について、年度内 に速やかに結論を得る。	<行政刷新会議> 平成21年度内に結論を得る。 <産業構造審議会(工場立地法検討小 委員会)> 平成22年1月に検討を開始し、同年3月 に取りまとめ予定。	(進捗状況) <産業構造審議会(工場立地法検討小委員会) > 平成22年1月に第1回、同年2月に第2回小委員 会を開催し検討中。同年3月の取りまとめに向け て準備中。 (評価指標) ・法令等施行後、1年後にフォローアップを行う。 ・特定工場における環境施設としての太陽光発 電施設の設置状況(件数および設置面積)の把握 (当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、工場における太陽光発電 施設の導入促進につながったかどうかの評価指 標となるため。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
6. 「国民潜在力」の発揮	<p>環境・エネルギー分野での制度・規制改革 ・新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応 地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し</p> <p>(一)</p>	<p>工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。</p>	<p><行政刷新会議> 工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。</p> <p><総合資源エネルギー調査会電力安全小委員会> 平成22年2月頃開催し、工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し審議し、その後パブリックコメントを実施した上で結論を得る。 併せて、同審議会において地熱等を活用する発電設備についても安全性の技術的検討を開始する予定。</p>	<p>(進捗状況)</p> <p><総合資源エネルギー調査会電力安全小委員会> 平成22年2月12日に開催し、工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し審議した。今後、パブリックコメントを実施した上で年度内に結論を得る。 併せて、同審議会において地熱等を活用する発電設備についても安全性の技術的検討を開始した。</p> <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等施行後、1年後にフォローアップを行う。 ・工場等の未利用蒸気を利用した発電設備の設置状況 <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>本規制の見直しにより、工場等の未利用蒸気を利用した発電設備の新たな設置につながる可能性があると考えられる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	観光立国の実現に向けた施策の推進(一)	休暇取得・分散化の促進等による国内旅行促進、観光圏の整備促進、査証審査体制の整備を踏まえた中国個人観光査証(ビザ)の最大限の活用等による外客誘致促進等の効果的な施策展開を加速	<p>左記の施策展開を加速させるため、以下の取組を実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省成長戦略会議 平成21年10月に検討を開始し、平成22年5月を目途にとりまとめ予定 ・観光立国推進本部、ワーキングチーム 平成21年12月に検討を開始し、平成22年1月～6月を目途にとりまとめ予定 	<p>(進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省成長戦略会議を計8回開催 ・平成21年12月9日に観光立国推進本部を開催し、以下のとおりワーキングチームを開催 <ul style="list-style-type: none"> 12月16日:第1回外客誘致ワーキングチーム 12月21日:第1回休暇分散化ワーキングチーム 1月14日:第1回観光連携コンソーシアム 2月5日:第2回外客誘致ワーキングチーム 2月16日:第2回観光連携コンソーシアム <p>(評価指標)</p> <p>訪日外国人旅行者数(対前年同月比)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>本施策により、外客誘致が促進されることから、訪日外国人旅行者数を指標として設定</p>
1. 雇用	建設企業の成長分野展開支援(一)	建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・経営相談窓口における相談体制の拡充 専門家派遣による無料相談回数の拡充等について、平成21年12月16日に経営相談窓口(地方整備局等)に通知し、実施中 ・情報の周知、共有化の促進 平成22年3月に刊行物を発行し、必要な情報を提供予定 平成22年3月に事業者の情報交換会をブロックごとに開催予定 	<p>(進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営相談窓口における相談体制の拡充 3月末時点において、専門家派遣件数及び相談件数についての状況把握を行う予定 ・情報の周知、共有化の促進 現在、刊行物の発行に向けて作業中 <p>(評価指標)</p> <p>相談体制拡充後の成長分野展開に関する専門家派遣件数</p> <p>(指標の設定についての考え方)</p> <p>本施策により、専門家派遣による経営相談が促進されることから、その件数を指標として設定</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
1. 雇用	船員計画雇用促進等事業(一)	海運事業者の計画的な雇用確保を支援するため、新たに船員になろうとする者の訓練、資格取得等に対する支援メニューを重点化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年12月25日に船員雇用促進対策事業費補助金交付要綱を改正し、実施中 ・平成21年12月25日に地方運輸局等及び事業者団体に施策の周知を実施 	<p>(進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年12月25日に船員雇用促進対策事業費補助金交付要綱を改正し、実施中 ・5月末までに、制度の利用状況、海運事業者による採用計画の達成状況等の把握を行う予定 <p>(評価指標)</p> <p>平成21年度採用計画に基づく船員雇用者数及び平成21年度採用計画達成率</p> <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>本施策により、平成21年度若年船員の採用計画に基づく雇用が促進されることから、当該若年船員雇用者数及び採用計画達成率を指標として設定。</p>
2. 環境	環境対応車への購入補助の延長 2次補正予算額: 国交省計上分305億円 他に経産省計上分2,304億円	<p>環境性能の良い新車の買換・購入を促進することにより、環境対策と景気対策を効果的に実現するべく、自動車運送事業者の環境対応車への買換・購入に対する支援を1次補正により行っているところ。当該事業を平成22年9月まで継続</p> <p>【補助金額】 経年車の廃車を伴う場合: 25万円(登録)、12.5万円(軽)、180万円(大型)等 廃車を伴わない場合: 10万円(登録)、5万円(軽)、90万円(大型)等</p>	<p>本事業は1次補正予算により平成21年6月より実施している事業について延長するものであるが、2次補正予算分については以下のスケジュールで実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <交付要綱発出>平成22年2月1日 <事務局等の公募開始>平成22年2月3日 <事務局等の選定>平成22年2月18日 <事業開始>平成22年3月中(予定) 	<p>(進捗状況)</p> <p>1次補正予算による事業の進捗状況 <申請件数> 約205万台 (うち経産省分約203万台、国交省分約2.0万台)</p> <p><交付決定件数> 約173万台 (うち経産省分約172万台、国交省分約1.2万台)</p> <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新車新規登録・届出台数 ・新車登録台数におけるエコカー比率 <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>本施策により、環境性能の良い新車の買換・購入が促進される効果が得られることから、これを指標として設定</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	省エネ法に基づく燃費規制による更なる燃費改善	現在の2010年度(平成22年度)燃費基準よりも更に厳しい2015年度(平成27年度)燃費基準の達成に向けた燃費改善を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年度(平成27年度)燃費基準については、2007年(平成19年)2月に決定・公表済。各メーカーでは目標達成に向けた開発等を継続中 ・2015年度(平成27年度)燃費基準に対応した燃費表示を2011年(平成23年)4月に本格実施予定 	<p>(進捗状況) 乗用車について、目標年度(2015年度)において、2004年度(平成16年度)実績値と比べて23.5%の燃費改善見込</p> <p>(評価指標) 燃費改善度</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本施策により、各メーカーが燃費基準の目標達成に向けた開発等を進めるため、燃費改善につながると考えられることから、燃費改善度を指標として設定</p>
2. 環境 3. 景気	住宅版エコポイント制度の創設 2次補正予算額: 国交省計上分333億円 他に経産省、環境省計上分667億円	<p>以下の取組に対して、住宅版エコポイント(多様な商品・サービスに交換可能なポイント)を発行することにより、環境対応住宅の普及を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコ住宅の新築 省エネ法のトップランナー基準相当の住宅または省エネ基準を満たす木造住宅 ※平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工したもので、平成22年1月28日以降に工事が完了し、引き渡されたものに限る。 ・エコリフォーム 窓の断熱改修、外壁・天井または床の断熱材の施工等 ※平成22年1月1日～平成22年12月31日に工事着手したもので、平成22年1月28日以降に工事が完了し、引き渡されたものに限る。 	<p><事業内容の周知> 国交省・経産省・環境省のホームページにおいて制度概要を公表(平成21年12月17日「住宅版エコポイント制度の概要について」ホームページ開設、同年12月24日、平成22年1月15日 制度概要を更新等)</p> <p><事務局等の公募> 平成22年1月7日 公募開始 平成22年2月4日 事務局等の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金設置法人:一般社団法人環境パートナーシップ会議 ・事務局:環境対応住宅普及推進コンソーシアム(株式会社電通、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会、凸版印刷株式会社、株式会社JPメディアダイレクト、株式会社JP物流パートナーズ、株式会社ベルシステム24、トランスコスモス株式会社) <p><ポイント申請開始> 平成22年3月上旬頃に実施</p>	<p>(進捗状況) 3月上旬にエコポイントの申請手続きが開始できるよう現在準備中(問合せ件数:1日200～300件)</p> <p>(評価指標) エコ住宅の新築のポイント申請件数、ポイント発行件数・点数 エコリフォームのポイント申請件数、ポイント発行件数・点数</p> <p>(指標の設定についての考え方) 本施策により、エコ住宅の新築及びエコリフォームが促進されることから、ポイント申請件数、発行件数ないし点数を指標として設定</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	地域材活用木造住宅振興事業 2次補正予算額:11億円	地域材を活用した展示住宅の整備等により、木造住宅の供給を促進	<p><事業内容の周知> 国交省のホームページにおいて制度概要を公表(平成21年12月28日「地域材活用木造住宅振興事業について」)</p> <p><事業者の公募> 平成22年1月13日~2月15日</p> <p><補助金の交付決定・事業開始> 平成22年3月に実施</p>	<p>(進捗状況) 3月中に事業を開始できるよう現在事業者の選定手続中</p> <p>(評価指標) 地域材を活用した展示住宅の整備件数</p> <p>(指標の設定についての考え方) 本施策により、地域材を活用した展示住宅の整備が促進されることから、その件数を指標として設定</p>
2. 環境	建築物の省エネ判断基準の見直し(-)	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」を強化した新基準を検討	「第2回地球温暖化・エネルギー関係の経済産業省と国土交通省による合同ワーキングチーム」において、国交省・経産省共同の検討委員会を平成21年度内を目途に速やかに設置し、建築物全体でのエネルギー消費量を総合化した基準の策定を行い、2年後の施行に向けて周知徹底等を実施することについて合意(平成21年12月25日)	<p>(進捗状況) 見直し内容を現在検討中</p> <p>(評価指標) 建築物の省エネ性能の向上</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本施策により、建築物の省エネ性能の向上の一層の促進が図られることから、これを指標として設定(具体的な算定方法については今後検討)</p>
2. 環境	海上交通低炭素化促進事業 2次補正予算額:50億円	船舶運航事業者等が行う省エネ効果の高い機器の導入等に対して補助することにより、フェリー等の海上交通の低炭素化を促進 *対象機器や採択基準については、現在検討中	<p><交付要綱発出・公募開始> 平成22年2月中目途</p> <p><事業開始> 公募(1か月程度)、審査を経て事業開始予定</p>	<p>(進捗状況) 2月中の交付要綱発出・公募開始に向け、交付要綱案について関係省庁と協議中</p> <p>(評価指標) 燃費改善度</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本施策により、船舶運航事業者等の行う省エネ機器等の導入等が促進されることから、燃費改善度を指標として設定</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	グリーン物流パートナーシップ会議の取組の拡充(-)	鉄道・海運の利用促進等に向けた課題整理や関係者へのインセンティブ付与等の検討を行う「モーダルシフト等推進官民検討会(仮称)」を設置し、モーダルシフトや共同輸配送等を促進	「第2回地球温暖化・エネルギー関係での経済産業省と国土交通省による合同ワーキングチーム」において、グリーン物流パートナーシップ会議にモーダルシフト等推進官民検討会(仮称)の設置を合意(平成21年12月25日)	<p>(進捗状況) 平成22年3月中の「モーダルシフト等推進官民検討会(仮称)」の開催に向けて調整中</p> <p>(評価指標) グリーン物流パートナーシップ会議の会員数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本施策により、物流の低炭素化を促進させるとともに、荷主・物流事業者のパートナーシップを働きかけることから、グリーン物流パートナーシップ会議の会員数を指標として設定</p>
2. 環境	「通勤交通グリーン化推進プログラム」の推進(-)	<p>「グリーン通勤の日」の設定等により、マイカーから自転車、鉄道、バス等への転換を促進し、CO2削減に資する地域公共交通に関する計画を主体的に策定し推進する地域に対して、「地域公共交通活性化・再生総合事業」のスキームを活用して、当該取組に要する費用を国が補助することにより、通勤交通グリーン化の「トップランナー」を育成</p>	<p>実施中の地域公共交通活性化・再生総合事業に加え、左記施策展開を加速させるため、以下のとおり追加公募を実施</p> <p><交付要綱発出> 既存の地域公共交通活性化・再生総合事業の要綱を使用し、実施</p> <p><公募開始> 平成21年12月9日</p> <p><公募受付締切> 平成21年12月22日(第1回)以降、平成22年1月末まで随時募集</p> <p><事業の採択・認定> 平成21年12月25日(第1回)以降、申請の状況によって、随時認定</p> <p><事業開始> 平成22年1月</p>	<p>(進捗状況) 事業認定・交付決定件数:6件(追加分)</p> <p>(評価指標) 通勤交通グリーン化推進に関する取組を実施している地域数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本施策により、通勤交通グリーン化に関する地域公共交通総合連携計画を策定する地域の増加が見込まれることから、当該取組を実施している地域数を指標として設定</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	自動車の燃費基準の強化(一)	乗用車について、2020年(平成32年)に向けた新たな燃費基準に関し、検討を実施	<p><乗用車燃費に関する現状整理> 平成22年春頃まで <審議会等における検討開始> 平成22年春頃 <審議会等における取りまとめ> 平成23年春頃</p>	<p>(進捗状況) 左記の事業開始までのスケジュールに従い、乗用車燃費に関する現状整理を実施</p> <p>(評価指標) 燃費改善度</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本施策により、各メーカーが燃費基準の目標達成に向けた開発等を進めるため、燃費改善につながると考えられることから、燃費改善度を指標として設定</p>
3. 景気	下請債権保全支援事業 2次補正予算額:47億円	下請建設企業等が有する売掛債権について、ファクタリング会社が支払を保証する場合に、保証料負担に対する助成、ファクタリング会社のリスクを軽減する損失補償を実施	<p><事業内容の周知> ・平成22年2月9日 事業に係る基本通知を発出 ・国交省ホームページにおいて事業の内容を公表(平成22年2月9日「下請債権保全支援事業の創設等について」)</p> <p><交付要綱発出> 平成22年2月9日</p> <p><ファクタリング会社の選定> 平成22年2月下旬予定</p> <p><事業開始> 平成22年3月1日予定</p>	<p>(進捗状況) 平成22年3月1日より事業開始予定</p> <p>(評価指標) 本事業による保証額の累計</p> <p>(指標の設定についての考え方) 本施策により、下請建設企業等有する債権の保全が促進されることから、その額を指標として設定</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
3. 景気	優良住宅取得支援制度(フラット35S)の金利引下げ及び住宅融資保険の保険料率引下げ 2次補正予算額:4,000億円	<p>・フラット35における優良住宅取得支援制度(フラット35S)の当初10年間の金利引下げ幅を拡大(平成22年12月末まで) 現行 0.3% →対策後 1.0%</p> <p>※特別な金利引下げ期間は、長期優良住宅等を含めて当初10年間</p> <p>・住宅融資保険の保険料率について、更なる引下げ(0.05%)を実施(平成22年12月末まで) ※新規参入金融機関の適用金利: 現行 0.20%→対策後 0.15%</p>	<p><事業内容の周知> 住宅金融支援機構において、制度概要を公表(平成21年12月24日)</p> <p><事業開始> 2次補正予算の成立(平成22年1月28日)を受け、以下のとおり実施</p> <p>・フラット35S 平成22年2月15日以降の資金実行分</p> <p>・住宅融資保険 平成22年1月29日以降の資金実行分</p>	<p>(進捗状況)</p> <p>・フラット35S 平成22年2月15日より実施</p> <p>・住宅融資保険 平成22年1月29日より実施</p> <p>(評価指標) 資金実行件数・金額</p> <p>(指標の設定についての考え方) 本施策により、フラット35S等の利用が促進され、住宅金融の円滑化につながることから、資金実行件数及び金額を指標として設定</p>
3. 景気	住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の特例措置の拡充	住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置について、所得制限(2,000万円)を付した上で、非課税限度額(現行500万円)を、平成22年は1,500万円、平成23年は1,000万円に引き上げ	<p><「平成22年度税制改正大綱」閣議決定> 平成21年12月22日</p> <p><通常国会に税制改正法案提出> 平成22年2月5日</p> <p><適用開始> 平成22年1月1日(上記大綱に記載)</p>	<p>(進捗状況)</p> <p><「平成22年度税制改正大綱」閣議決定> 平成21年12月22日</p> <p><通常国会に税制改正法案提出> 平成22年2月5日</p> <p><適用開始> 平成22年1月1日(上記大綱に記載)</p> <p>(評価指標) 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本特例により、高齢者の保有する資産を活用し若年世帯等の住宅取得が促進されることから指標を設定。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
3. 景気	建築確認手続き等の運用改善 (-)	建築確認審査の迅速化及び申請図書 の簡素化を図るため、建築基準法に おける建築確認手続き等の運用改 善を実施	建築基準法施行規則及び関係告示 等の改正については、3月末日途に 公布を行い、6月に施行する予定。 現在、パブリックコメントを募集 中(1月23日から2月21日まで)	<p>(進捗状況) 「建築確認手続き等の運用改善の方針」 をとりまとめ、平成22年1月22日に 公表</p> <p>(評価指標) 構造計算適合性判定の対象物件の 建築確認審査期間</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 建築確認手続き等の運用改善によ り、建築確認審査の迅速化等が図 られることから、審査期間を指標 として設定</p>
4. 生活の安心確保	災害復旧等 2次補正予算額:国交省計上分 392億円	昨年発生した豪雨、台風等による 災害及び過年発生災害について 早期復旧と再度災害防止等を実 施	<p><事業の採択・認定> 事業箇所について災害査定及び 事業採択を実施済</p> <p><事業開始> 平成22年1月末以降順次</p>	<p>(進捗状況) 本年1月末以降順次実施中</p> <p>(評価指標) ・実施決定率(実施計画承認済額 /補正予算額) ・補正予算措置後の復旧進捗</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本施策により、昨年に発生した 災害及び過年発生災害の復旧進 度を上げることから、これを指 標として設定</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
6.「国民潜在力」の発揮	休暇分散取得等の推進(一)	ワーク・ライフ・バランスや観光振興の観点から、地域で休暇の分散取得・長期取得を行う取組等を支援。そのため、観光立国推進本部の活用をはじめ政府全体の支援体制を形成	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省成長戦略会議 平成21年10月に検討を開始し、平成22年5月を目途にとりまとめ予定 ・観光立国推進本部休暇分散化ワーキングチーム 平成21年12月に検討を開始し、平成22年3月を目途にとりまとめ予定 ・休暇シンポジウム～新たな成長戦略としての休暇改革～ 平成22年2月26日開催予定 ・休暇取得・分散化促進実証事業の実施 平成22年度予算成立後、平成22年4月より事業開始予定 	<p>(進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省成長戦略会議を計8回開催 ・平成21年12月21日に観光立国推進本部休暇分散化ワーキングチームを開催 ・休暇シンポジウム～新たな成長戦略としての休暇改革～ 平成22年2月26日の開催に向けた準備を進めているところ。 ・休暇取得・分散化促進実証事業(平成22年度予定)の実施に向けた準備を進めているところ。 <p>(評価指標)</p> <p>休暇取得・分散化促進実証事業に参画する地域数</p> <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>本施策により、休暇取得・分散化促進実証事業が開始されることから、同事業に参画する地域数を指標として設定</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業の推進 (「温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業」平成21年度2次補正予算額 20億円)	環境省が平成20年11月に創設した、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度を活用して、中小企業や農林業における新たな排出削減・吸収分野を開拓する。具体的には、以下の3つの事業を実施する。 (1)新たなJ-VÉR創出プロジェクト発掘事業 ・新たにJ-VÉR創出の対象となりうる、排出削減・吸収分野の事業について、事業費の補助及びJ-VÉR制度活用のための申請、第三者検証受検費用等に関する支援。 (2)地域における先進的なJ-VÉR創出支援事業 ・すでにJ-VÉRの対象となっている事業であって、地域おこしと一体として取り組んでいる等の先進的な事業について、事業費の補助及びJ-VÉR制度活用のための申請、第三者検証受検費用等に関する支援。 (3)J-VÉR制度活用促進事業 ・J-VÉR制度活用のための申請、第三者検証受検費用等に関する支援。	<補助事業の執行(JVER創出事業費の補助)> ①補助金交付要綱等の策定(～2月中旬) ②公募(2月中旬～3月中旬) ③補助事業者決定(3月) <委託事業の執行(申請・検証受検支援等)> ①事業周知(12月下旬～) ②入札公告(2月下旬) ③入札、契約手続き(3月中旬) ④対象事業者募集、申請・検証受検支援実施	事業の周知(応募案件の発掘) ・現在、公募開始に向け、交付要綱の確定に向けた調整等を進めている ・J-VÉR制度説明会(12月)、メールマガジンでの周知 ・現在実施している事業者支援事業(申請支援、モニタリング・検証支援)の報道発表において、事業実施を告知(12月22日) ・都道府県、企業等と個別に相談 (評価指標) ・温室効果ガスの排出削減・吸収量(t-CO2) ・オフセット・クレジット(J-VÉR)を用いたカーボン・オフセット件数、オフセット量(t-CO2) (当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、地域の中小企業や農林業分野において、温室効果ガスの排出削減・吸収活動が促進され、カーボン・オフセットに用いるクレジット(J-VÉR)が創出される。また、カーボン・オフセットの取組を通じて、J-VÉRの売却益が中山間地域に還流し、地域振興が図れる。
2. 環境	高効率の太陽熱利用システムの住宅への設置普及に関する実証事業 (「家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業」平成21年度第2次補正予算額 15億円)	一般家庭に太陽熱利用システムのリース(保守・管理を含む)を行う事業者に対して、同システム(※)の機器・工事費の1/2を補助することにより、リース料の低減を図る(※補助熱源機器に要する費用を除く)。3000戸を対象。	<交付要綱確定> 平成22年2月中旬 <公募開始> 平成22年2月中旬 <公募締切> 平成22年3月上旬 <事業の採択> 平成22年3月上旬 <事業開始> 平成22年3月上旬	(進捗状況) 関連業界へのヒアリング等を実施し、現在、公募開始に向け、交付要綱の確定に向けた調整を進めている。 (評価指標) CO2排出削減量 [t-CO2/年] (当該指標の設定についての考え方) 本事業の実施により、一般家庭に太陽熱利用システムが設置されることで、家庭部門におけるCO2排出量の削減につながると考えられる。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	排出抑制等指針の拡充	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する排出抑制等指針の拡充を図る。	今年度、第1回検討委員会を開催し(平成21年12月)、検討を開始した。まず、廃棄物部門について、年度内を目標に検討委員会として対策メニュー(温室効果ガスの排出抑制に資する設備の選択や使用方法など)及び望ましい水準をとりまとめ、その後速やかに指針として位置付ける予定。産業部門については、順次検討会において検討を重ね、とりまとめた段階で指針として位置付ける予定。	現在の指針の普及を図り、事業活動における温室効果ガスの排出抑制を進めるため、対策メニュー(温室効果ガスの排出抑制に資する設備の選択や使用方法など)を分かりやすく解説した専用のホームページを開設した(平成21年12月)。 また、特に廃棄物部門及び産業部門を中心に対策メニュー及び望ましい水準について検討中。 (評価指標) 排出抑制等指針を設定した分野でのCO2排出量(アウトプット指標) (当該指標の設定についての考え方) 排出抑制等指針を設定することにより、当該分野での温室効果ガスの排出抑制が促進され、省CO2対策の投資が促進される。
2. 環境	家電エコポイント制度の改善 (予算額:環境省・経済産業省・総務省3省合計2321億円(環境省分794億円))	地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及を目的に、対象省エネ家電の購入に対して、様々な商品と交換可能なエコポイントを発行する「家電エコポイント」について、以下を実施。 ①適用期限を平成22年12月31日まで延長(従来は平成22年3月31日まで) ②申請手を改善 ③省エネ基準の見直しに伴い、エコポイントの対象となるテレビを、より省エネ性能の高い製品に限定 ④エコポイント上の優遇措置を設け、省エネ効果の高いLED電球等の商品交換を促進	<補助金の交付決定> ・平成22年2月中に実施予定。 <申請手続の改善> ・平成22年4月から実施。 <テレビの省エネ基準の見直し> ・平成22年1月に総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会小売事業者表示判断基準小委員会で検討・とりまとめ。 ・平成22年4月予定。 <LED電球等の優遇措置> ・平成22年4月から実施予定。	(進捗状況) ・2月7日現在、約807万件の申請を受け付け、そのうち申請手続が完了した約694万件、約1,151億点についてポイントを発行。 ・制度開始(昨年5月中旬)から12月下旬における3品目合計の売上げが前年同期比で1.2倍。 ・LED電球等への交換割合は0.18%、交換件数は1万5千件。(1月末時点) (評価指標) ・申請状況(申請件数、ポイント発行件数・点数、LED電球等への交換件数・交換割合) ・3品目の販売状況(台数ベース、金額ベース) ・地上デジタル放送対応テレビ販売に占める対象製品(新基準において4★以上のもの)の割合。 (当該指標の設定についての考え方) ・本事業の実施により、対象製品の売上増につながる。

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境 3. 景気	住宅版エコポイント制度の創設 (予算額合計1,000億円(国土交通省333億円、経済産業省333億円、環境省333億円))	以下の取組に対して、住宅版エコポイント(多様な商品・サービスに交換可能なポイント)を発行することにより、環境対応住宅の普及を図る事業 ○エコ住宅の新築 省エネ法のトップランナー基準相当の住宅または省エネ基準を満たす木造住宅 ○エコリフォーム 窓の断熱改修、外壁・天井または床の断熱材の施工等 ※エコ住宅の新築については、平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工したもの、エコリフォームについては、平成22年1月1日～平成22年12月31日に工事着手したものが対象となる。(平成22年1月28日以降に工事が完了したものに限る)	<p><事業内容の周知> ・国土交通省・経済産業省・環境省のホームページにおいて制度概要を公表(H21.12.17「住宅版エコポイント制度の概要について」ホームページ開設、H21.12.24 制度概要更新、H22.1.15発行エコポイント数等について)</p> <p><交付要綱発出> ・H22年2月4日</p> <p><基金設置法人・事務局の公募、選定> ・平成22年1月7日公募開始、H22年2月4日公募結果発表</p> <p><エコポイント申請受付開始> ・平成22年3月上旬にエコポイント申請手続きが開始できるよう準備中。</p>	<p><進捗状況> ・3月上旬にエコポイント申請手続きが開始できるよう準備中。 ・問合せ件数:1日200～300件</p> <p><評価指標> ・申請状況(新築・リフォーム 申請件数、ポイント発行件数・点数)</p> <p><当該指標の設定についての考え方> 本事業の効果を客観的に把握することのできる指標。</p>
2. 環境	地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業 (予算額:15億円)	3年間でCO2排出6%削減等の意欲的な目標を誓約した事業者の地球温暖化対策設備投資について、環境格付融資を行う金融機関を通じ、3%(無利子を上限)の利子補給を3年間行う。	<p><交付要綱発出> 平成22年2月12日</p> <p><補助金の交付決定> 平成22年2月～3月</p> <p><事業開始> 交付決定後速やかに事業開始</p>	<p>(進捗状況) 速やかな事業開始に向けて、現在準備を進めている。</p> <p>(評価指標) ・利子補給を受ける事業者数 ・利子補給対象となる地球温暖化対策設備投資の総額 ・CO2排出量の削減効果</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) ・本利子補給事業による地球温暖化対策設備投資の促進効果を示すもの</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
2. 環境	チャレンジ25地域づくり事業 (予算額:40億円)	<p>二酸化炭素排出量を1990年比で25%削減するため、公共交通の利便性の向上、未利用エネルギーや自然資本の活用、先進的技術の導入等の対策を総合的・効果的に実施し、「こうすれば1990年比25%削減が実現できる」という明瞭なイメージを与えられる地域づくりを促進する。</p> <p>このため、地方公共団体、民間事業者、NPOなど多様な主体が参画し、25%削減をめざす計画策定や事業への支援ならびに効果的対策の集中的な導入による地域づくりの実証事業を行う。</p>	<p><交付要綱発出> 平成22年1月28日(二次補正予算成立日に合わせて施行)</p> <p><公募期間> 平成22年2月8日～平成22年2月26日</p> <p><事業の採択> 平成22年3月上旬</p> <p><契約締結・交付決定> 平成22年3月(事業採択後速やかに実施)</p> <p><事業開始> 平成22年3月(契約締結・交付決定後すみやかに事業開始)</p>	<p>(進捗状況) 二次補正予算成立に伴い、交付要綱を発出し、2月8日から事業の公募を開始している。</p> <p>(評価指標) ・二酸化炭素排出量の削減効果 ・雇用創出効果</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 本事業は、地域の二酸化炭素排出量を2020年までに1990年比25%削減するために効果的な取組を実施することにより、地域活性化を図るとともに、環境負荷の小さい地域づくりを実現するための事業を支援するものであり、二酸化炭素排出量削減効果及び雇用創出効果につながると考えられる。</p>
2. 環境	中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設 (予算額:60億円)	<p>地球温暖化対策推進法の改正(平成20年6月)に基づき、地方公共団体実行計画の策定が都道府県・政令指定都市・中核市・特例市に義務づけられた。</p> <p>このうち、都道府県・政令指定都市に対しては、平成21年度第1次補正予算において、「地域グリーンニューディール基金」を造成し、地方公共団体実行計画遂行のため、国からの財政支援を行っている。同様に計画の策定が義務付けられている中核市・特例市において、地方公共団体実行計画の策定に基づく地球温暖化対策の推進を目的として、「中核市・特例市グリーンニューディール基金」を創設するものである。</p> <p>※交付対象は中核市(41団体)・特例市(41団体)</p>	<p><事業内容に係る説明会> 平成21年12月16日～24日</p> <p><交付要綱発出> 平成22年1月28日(2次補正予算成立日に合わせて施行)</p> <p><交付申請・決定> 平成22年2月～3月(各自治体の地方議会で、基金設置条例が制定された自治体から順次交付決定)</p> <p><基金造成> 平成22年2月～3月(交付決定後速やかに補助金の支払手続きを行い造成)</p> <p><事業開始> 平成22年2月～3月(基金造成を完了した自治体から順次)</p>	<p>(直近時点の進捗状況) 事業内容に係る説明会を平成21年12月16日～24日にかけて、地域ブロック別に開催済み。交付決定に先立ち、各自治体の事業計画書(案)を審査中。</p> <p>(評価指標) CO2削減量及び雇用創出効果</p> <p>(当該指標の設定についての考え方) 基金を活用した地球温暖化対策の実施により、雇用効果を発現するとともに、直接的な二酸化炭素排出量の削減効果が得られると考えられる。</p>

対策の柱立て	施策の名称	事業の内容	事業開始までのスケジュール	平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況 評価指標及び設定についての考え方
4. 生活の安心確保	災害等廃棄物処理事業 (6億円)	平成21年に発生した豪雨等の災害により、被害を受けた地域において、市町村等が生活環境の保全上必要として実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する経費の一部補助を追加するために必要な経費である。	本事業は、当初予算で計上されているため、交付要綱については、既に整備しており、事業についても、被災市町村において実施している。	<p>(進捗状況)</p> <p>本事業は、市町村等から提出された事業報告について、財務局立会のもと実地調査により内容を確認し、事業費を算出することとし、その後、その実地調査において決定した額の範囲内において交付申請をすることとなる。</p> <p>交付決定については、交付申請受理後速やかに行うこととしている。</p> <p><事業報告件数> 26件</p> <p><実地調査済件数> 26件</p> <p><交付申請件数> 1件</p> <p><交付決定件数> 1件</p> <p>(評価指標)</p> <p>災害廃棄物処理事業実施数(率)</p> <p>(当該指標の設定についての考え方)</p> <p>本事業の実施により、被災した地域における早期の復旧・復興を図るものである。</p>